

令和7年9月犬山市議会定例議会会議録

第5号 9月10日(水曜日)

◎議事日程 第5号 令和7年9月10日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員(18名)

1番	丸 山 幸 治 君	10番	玉 置 幸 哉 君
2番	ヒアンキ 恵 子 君	11番	岡 覚 君
3番	増 田 修 治 君	12番	岡 村 千 里 君
4番	光 清 育 君	13番	鈴 木 伸 太 郎 君
5番	小 川 隆 広 君	14番	沼 靖 子 君
6番	島 田 亜 紀 君	15番	久 世 高 裕 君
7番	諏 訪 育 君	16番	柴 山 一 生 君
8番	小 川 清 美 君	17番	柴 田 浩 行 君
9番	畠 龍 介 君	18番	大 沢 秀 教 君

◎欠席議員(なし)

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦 君	議事課長	大鹿 真 君
統括主査	神林 亜弥 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原 欣 伸 君	副市長	永 井 恵 三 君
教育長	滝 誠 君	経営部長	井出 修 平 君
市民部長兼防災監	舟橋 正人 君	健康福祉部長	前田 敦 君
子ども・子育て監	兼 松 光 春 君	都市整備部長	武内 雅 洋 君
都市整備部次長	野 本 敬 弘 君	経済環境部長	小池 信 和 君
教育部長	中 村 達 司 君	消防長	大澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	経営改善課長	川村 和哉 君
総務課長	藤 村 崇 司 君	防災交通課長	吉野 熱 君
高齢者支援課長	粥 川 仁 也 君	健康推進課長	水野 嘉彦 君

子育て支援課長	高 橋 正 直 君	子育て支援課主幹	中 村 美 和 君
子ども未来課長	上 原 真由美 君	子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君
都市計画課長	高 木 誠 太 君	都市計画課主幹	一 柳 佳 誉 君
整備課長	高 橋 秀 成 君	土木管理課長	吉 田 昌 義 君
下水道課長	竹 本 昭 彦 君	学校教育課長	西 村 岳 之 君
学校教育課主幹	鈴 木 早 智 君	歴史まちづくり課長	加 藤 憲 夫 君

* * * * *

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

* * * * *

日程第1 一般質問

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可します。

議員各位に申し上げます。11番、岡 覚議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） おはようございます。日本共産党犬山市議団の岡 覚です。今回、議長に5件の一般質問を発言通告いたしました。通告に基づいて質問いたします。ご答弁、どうぞよろしくお願ひいたします。

1、犬山市政として「下水のウォーターPPP（Water Public Private Partnership）」との関わりについてであります。

私も新しい単語が出てくるたびに、スマホでググって、どういうことやとか思って調べて、なるほどとか思って納得しているんですが、このウォーターPPPはもちろん国土交通省が先頭に立って進めたもので、いわゆるこう言われています。長期契約を原則とする運転維持管理と更新を合わせてマネジメントする官民連携手法。

いち早く近くの一宮市がこれに加わっていくという方向で、今年度、ウォーターPPP導入可能性調査業務委託という形で、4,730万円の予算で進めていると。検討するだけでもこれだけのお金がかかるんだよということで、一宮市はもともと下水を早くから始めていることもありますので、そういう状況になっているのかどうかちょっと分からぬんですけども、そういうことであります。

これに関して、犬山市はこれまでどういう関わり合いを持っているのか、当局のほうからまた市長のほうからも、議会のほうには、このウォーターPPPということに関しては何も私どもは聞かされていなかったもんですから、その辺についてご説明をお願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長　武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君）　おはようございます。それでは、ご質問にお答えします。

先ほど岡議員の方からウォーターPPPについての簡単な説明があったんですけれど、改めてウォーターPPPの説明のほうからさせていただきます。

ウォーターPPPとは、今後想定される使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う費用の急増、技術者不足などに対応するため、国が令和5年度から推進しているもので、これまで個別に業務を発注していた維持管理と、下水道の更生工事や管布設替え工事などの改築に関する業務を一つにまとめて、10年以上の長期契約業務として民間に委託するものです。

令和5年度に国がウォーターPPPの方針を示して以降、犬山市としては説明会に参加し、情報収集を行っている段階です。したがって、今後具体的に導入を検討する段階には、必要に応じて情報提供をさせていただきます。

◎議長（大沢秀教君）　岡議員。

◎11番（岡　覚君）　説明ありがとうございました。ウォーターPPPはいずれにしましても、それぞれの自治体の下水道行政の基本的な方針に非常に深く関わる問題でありますし、料金の設定等をはじめとして、市民にも大きな関わり合いを持つ、こういう仕組みだというふうに思っています。

今回はまだ犬山は国の状況を見定めながらという状況だということあります。しかし、昨年の2024年の12月の全員協議会資料で、犬山市下水道事業の経営戦略改定というものが示されました。ここでも経営戦略については、国からの要請があるんだということが書かれていますが、特に国土交通省が大きな影響を地方自治体の下水道行政に与えているということが分かります。

ここで何を言っているかと言いますと、令和2年度までに、公営企業会計を適用した団体は少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップの策定及び国土交通省への提出、検証結果の公表が必要であり、これが令和7年度以降の社会資本整備総合交付金の交付要件になっていますというふうに述べていますが、ここでも犬山市が国からの要請を受け入れて、こうした検討に入っているということが垣間見られます。

下水道のウォーターPPPと同じこの国土交通省のイニシアの下に今あるというふうに認識をいたしておりますが、こういう点で、この件に関連して、再質問を3件お願いしたいと思います。

再質問に入る前に、もう少しウォーターPPPについて述べさせてください。

パソコンで、ウォーターPPPのメリット・デメリットを分かりやすく解説してほしいということで広げましたら、上下水道のウォーターPPPについて、次のような懸念があると、こういうのが出てまいりました。

裏づけを取っていないですが、一般的にこうした懸念があるんだなということを皆さんにも知つていただきたく、述べたいと思います。

ウォーターPPPのデメリットを、その前にメリットが随分と、いっぱいメリットもあるんだよということが述べられていますが、それは省略します。

ウォーターPPPには多くのメリットがありますが、デメリットや懸念点もあります。ここでは代表的な4つのデメリットを解説します。

1、上下水道料金の上昇リスク。民間企業は利益を前提とするため、運営にかかるコストや契約条件によっては、上下水道料金が将来的に上昇する可能性があります。例えば原材料費や人件費が高騰した場合、それが料金に転嫁されるリスクもあります。

2、契約の透明性不足と説明責任の不在。PPP契約は10年単位での長期契約となるため、契約内容が複雑化し、住民には見えにくい構造になります。議会や市民への情報公開が不十分だと信頼関係が損なわれ、何か裏があるのではないかという疑念が生まれます。

3、自治体の技術力、経営力の空洞化。長期にわたる運営を民間が担うことで、行政側の上下水道の運営の技術やノウハウが蓄積されなくなるという懸念もあります。若手職員が現場で経験を積む機会が減り、非常時の判断力、対応力が弱まる可能性があります。

4、民間撤退、契約破綻のリスク。海外では民間企業の経営悪化や住民の反対運動によって契約が破綻した例も数多く存在します。例えば、フィリピンのマニラでは水道事業の民営化が進められたものの、料金トラブルや水質問題などが相次ぎ、一部地域で契約が打ち切れ、公営に戻されました。日本においてもこうしたトラブルが起きないとは限りません。民間が撤退した場合、すぐ行政が代替できる体制を整えておく必要がありますということです。

それで、こうしたPPPに関連性、以下3つ再質問させていただきます。

今回、資料を添付させていただきました。ご覧になっていたいと思いますが、総務省の通知ですね。ここでは地方公営企業の繰出金、ですから一般会計から例えば下水道会計に繰り出す、一般会計からの繰り入れる、下水道会計から見れば繰り入れるということですけれども、この基準について出されていまして、幾つかあります、22ページの真ん中辺から第7、下水道事業ということで書いてあります、その1に、雨水処理に要する経費、これは一般会計から繰り入れてもらっていいですよということなんですね。

それから、次のページの23ページの下の段のほうですね、不明水の処理に要する経費、ここで（2）で繰出しの基準ということで、計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える、不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。これは犬山市は愛知県が不明水15%ぐらいまではいいよ、15%まではいいよというふうに上限を決めているのが愛知県の基準でして、犬山も15%の不明水の処理費用を見ているよと。しかし、実際には30数%の不明水に悩んで、この不明水を減らす努力をされているというふうに承知しています。

こうしたことが実際には、私ども議会に下水道の予算、それから決算認定が出されてくるわけですけども、こうした明確な区分が示されていなかつたのではないかというふうに思いますけれども、これに関して答弁がいただきたい。これが1点目です。

2点目、先ほどウォーターPPPの使用料に関しての話を、デメリットの中に一つあるよということを話しさせていただきました。私はウォーターPPPの影響を犬山市も受けているというふうには思っていましたけれども、先ほどの答弁では、直接はそうじゃないよということも分かりました。分かりましたけれども、基本的には、国土交通省の指導の下に、その要請を受け入れて進めているということも同時に分かりました。

そういう点では同じだなということを感じていますが、こういう点についてはウォーターPPPとは関係ないけれども、料金設定については国土交通省の要請を受けて進めているというふうに理解していいのかどうか、お願ひしたいというふうに思います。

3点目、都市計画税に関連しまして、市街化区域に住んでいる人は都市計画税を支払っていまして、最高税率が0.3%ですね。今年度予算、令和7年度予算で言うと、約7億7,000万円の都市計画税を、市街化区域に住んでいる人たちが市民が払っています。これが都市計画税は、ご承知のように目的税ですので、今は下水道の事業と、それから道路整備の事業に払われているよということですけれども、私は道路整備に関しては、市街化調整区域に住んでいる市民の皆さんも恩恵にあずかっているというふうに思っていますので、下水道側に重きを置いてもいいのではないかというのが私の想いでありますけれども、下水道の予算のどこに充てているのか、金額は今年度で言うとどれくらいなのか、再質問いたします。

以上、3点、よろしくお願ひします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

1点目につきましては、一般会計から下水道事業会計への繰入金は、総務省の基準に示された繰出し基準に基づいて運用をしております。また、予算編成時において、下水道事業会計予算書に繰入金について示しておりますが、繰出し基準に基づく基準内繰入金と、それ以外の基準外繰入金の詳細については示しておりません。

2点目につきましては、こちらのウォーターPPPは、国の要請を受けて、こちらも検討しているんですけど、こちらが料金のほうに、直接は関係ないというふうに先ほど議員もおっしゃられたんですけど、そちらについてちょっとご説明をさせていただきます。

ウォーターPPPは、これまでの個別で発注していた維持管理業務と管更生工事や管布設工事などの改築に関する業務を一つにまとめて民間に委託するものであり、事業の効率化とスケールメリットを生かした全体の費用の削減効果があると言われております。ウォーターPPPの費用のうち、維持管理業務については、使用料の対象経費の一部になるため、これを実施することが市民の負担減につながるか否か、先行事例や、犬山市で導入した場合の効果を見極めながら、今後、実施検討に入りたいと考えております。

3点目の都市計画税は、主に下水道事業会計予算のうち、前年度以前に下水道整備のために借り入れた企業債の償還に充てています。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） ちょっと細かな点も含めて答弁いただきましたけれども、若干、再々質問になりますけれども、質問させてください。

ウォーターPPPに入っていく上でのメリットについての説明もありました。それも確かにそういうメリットがあるだろうというふうに思いますが、私は、しかしこれに入っていく中で、いわゆる地方自治と言いますか、自分たちの町は自分たちで考えてつくり、そして運

営していくという、この地方自治の精神から逸脱していく、こういうおそれがあるのではないかというふうに思って聞きました。そういう心配はないかどうか、再々質問いたします。

それから、都市計画税を充てているのは設備費だということで答弁がありましたけれども、今年度予算で幾らくらいになっているのか、数字が部長の手元に回っていると思いますので、ご答弁いただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再々質問にお答えをします。

先ほどこちらのほうが、ウォーターPPPなんですけれど、地方自治に逸脱をしているんではないかというお話だったんですけれど、これは先ほどもちょっとご説明をしたんですけど、メリットのほうがかなり考えられるし、デメリットもあるんですけど、先ほど申し上げたように、これを実施することが市民の負担減につながるか否か、先行事例や、犬山市で導入した場合の効果を見極めながら、実施検討に入りたいと考えております。ですので、現時点ではそれが逸脱というふうには考えておりません。

それから、令和7年度予算で、先ほどの都市計画税が充てられている部分なんですけれど、企業債償還額が約7億100万円のうち、都市計画税は約3億8,600万円となっております。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。いずれにしましてもウォーターPPPへの参加というのは、犬山市の下水道事業の根幹に関わる問題だというふうに思っていますので、慎重な上にも慎重を期してほしいというふうにも、市長にも、副市長にも重ねて申し上げておきたいと思います。

次に移ります。2、（仮称）新羽黒保育園（（仮称）にじいろ保育園羽黒）について。

全員協議会時に説明会を開催していきますよというお話をいただきました。説明会がどのようなであったか、ご答弁いただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 兼松君登壇〕

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

7月22日開催の全員協議会にて報告させていただきましたとおり、現在の羽黒及び羽黒北子ども未来園の在園児保護者に対し、3回開催のうち、第1回目の説明会を7月26日に開催し、参加者は約50名でした。

また、令和8年度新入園児の保護者に対する説明会を、事前予約制により、8月5日に開催し、参加者は約40名でした。

両日ともに説明会は事業者により進められ、事業者が運営する県内の保育園長も説明者として参加をしております。

説明会では、初めに事業者より、施設の概要、保育運営内容、持ち物などについてなどの説明の後、参加者からの質問に答える形で進められました。

主な質問内容としましては、保護者会の有無、保護者が負担する実費徴収の有無、保護者が参加する行事について、英語教室、体操教室の導入について、午後の昼寝時の簡易ベッドやパジャマに関する内容などがあり、障害児保育を実施することから、障害児の保育士配置についてなどの質問も出されました。

説明会につきましては、市職員も参加をしましたが、特に不安になるような、そのような質問も特にはありませんでした。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。加えて、再質問で、定員が180名というふうになっていまして、羽黒北子ども未来園と羽黒子ども未来園の在園児を考えると、それくらいになっていくんかなというふうに思いますけれども、説明会を終えて、この180名の定員に対して、大体これくらい応募してくれるかなというか、手応えというか、その辺、どんなふうに掌握しているかお願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

[子ども・子育て監 兼松君登壇]

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

子ども未来園、市内私立保育園の令和8年度入園書類の配布は、10月上旬から中旬にかけて行い、翌月の11月11日から11月13日にかけ、各園にて入園受付を行います。

議員からのご質問である定員人数まで入園申込みがあるか、手応えはあるかにつきましては、窓口や電話でお問合せはあるものの、最終的に保護者がどの園に申し込みされるかということにつきましては、全く分からぬといふところが現状であります。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。程よい人数になってくれるといふなと私も思っています。

2の2です。年齢ごとのクラスはどうなのか。保育士の犬山市配置基準は守られるのか。

実は全員協議会で資料を頂いたときに、4歳児が犬山市の配置基準は20名だというふうに思っていましたけども、募集が36名、どういうことかなと思ったり、5歳児は22名という基準だと思いましたけども、それが36名ということで、どういうことなんだろうなということ質問項目に入れました。

この新しい羽黒保育園については、公私格差が生まれないようにということをずっと心配してきましたので、ちゃんと守られていくのかなという心配の意味での質問です。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

[子ども・子育て監 兼松君登壇]

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

クラス数については、ゼロ歳児のみ1部屋で保育を行いますが、1歳児から5歳児までは各年齢2クラスずつで対応されます。

次に、保育士の配置についてですが、先にクラス数についてお答えした内容を踏まえまして、ゼロ歳児3名に対し保育士1名、1歳児と2歳児がそれぞれ5名に対し保育士1名、3歳児が15名に対し保育士1名、4歳児と5歳児がそれぞれ18名に対し保育士1名の配置をするということでした。この配置につきましては、ゼロ歳から3歳までは、国や新たに見直した市の配置基準と同じになっております。また、4歳児、5歳児につきましては、国や市の配置基準以上の手厚い配置ということになっております。

◎議長（大沢秀教君）　岡議員。

◎11番（岡　覚君）　今の答弁聞きまして安心しました。本当に保育の現場からは、もう1人の保育士が欲しいんだという声が寄せられていまして、国や市の基準を上回って4歳児は18名で、5歳児も犬山市では22名のところ18名の園児にするというのは、大変すばらしいことだというふうに思っていまして、歓迎する方針だというふうに思います。本当にうれしく思っています。ありがとうございました。

次に移ります。市役所の設備の維持管理、機能強化についてです。

1、避雷針について。

3年くらい前だと思いますが、たしか犬山城のしゃちはこにも落雷がされたときに、この庁舎の7階の設備の機器が壊れてしまったということで、最近、その保険が、300万円台の保険金が下りてきて、修理もしていきますよというような話がありました。

そうした被害の遭った状況の中で、今年の6月か7月にも雷がありまして、エレベーターが止まってしまったと。全庁の照明もぱかぱかっと瞬間的に消えた状況があつたって聞いたんですけども、この辺大丈夫なのかどうか、状況と併せてちょっと説明がいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君）　当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長　井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君）　ご質問にお答えします。

本庁舎の避雷針は、避雷針に雷が落ちると、ワイヤロープから避雷設置用端子を介して地上に電気を流し、直撃する雷から建物や人命を守る仕組みとなっています。現在、本庁舎の避雷針は良好な状態にあり、落雷の際には、その役目を十分に担えることを確認しています。

先ほど岡議員もおっしゃいました、庁内で不具合があったのは、市役所に落ちた雷ではなくて、ちょっと離れたところに落ちたやつが電線に伝わってきて、悪さしたというもので避雷針自体は、機能しているということです。

◎議長（大沢秀教君）　岡議員。

◎11番（岡　覚君）　再質問ですが、ほかで落ちた雷からの影響を受けたということですけれども、いずれにしても、犬山の市役所にそういう被害があったことは事実なわけですね。

そういう点で、そういうのも防止していただきたいと思いますし、それから、ちょっと最近の設備はどうなんだろうと言ったら、昔みたいに雷を受けて、それを地中に全部放電するのではなくて、バリアを張って雷を防ぐという、文字どおり避雷にするという、受けた場合には従来のやつも使えるようにしていくという新しい避雷針が流行しているというふうに見た

んですけれども、そういうのもやはり P D C E 避雷針というのかな、そういうのもやっぱり取り入れるべきじゃないかなというふうにも思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

[経営部長 井出君登壇]

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

議員がおっしゃった P D C E 避雷針ですけども、こちらは直撃する雷から建物被害を防ぐため、今の市役所本庁舎の避雷針が、雷を誘導して地上に電流を流すのに対して、落雷自体の発生を抑制するものだそうです。

この P D C E 避雷針につきましては、現在の我々の避雷針とは仕組みが異なるもので、幾らかかるかというような費用面の話であったり、従来型と比較して効果がどうなんだということ、それから今のと併設が可能かというところを研究してまいりたいと思います。

先ほど私申しました、ちょっと離れたところで落ちたというのについては、この P D C E 避雷針でも恐らく防げないと、別の要因になりますので防げないと思いますが、合わせて研究はしていきます。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。ただやっぱり心配なのが、もらい事故と言うか、よそに落雷したのから受ける被害、これだけはやっぱり一度経験があるわけですから、何とか防御してほしいというふうに思います。

次に移ります。2、空調設備について。

実は、7月31日の木曜日に、私どもの会派室に小川議員が見えまして、天井からポツンポツンと水が漏れているということで、議会事務局に行って、そしてちょうどそのとき、そういうことを整備する方が見えたもんですから、見てもらおうということになって、そしたら机の上にブルーシートを張って点検してもらったときに、水がじやばっと落ちて、そして最初はドレーンの調子が悪いんだろうとか言ってただけなんですけども、結局エアコンがしばらく使えないよという話になりました、その後、6階全体、うちの部屋だけでなく、何でうちの部屋なのか、原因は分かりませんけれども、ほかの控室もみんな見てもらって、ただ、まだ今日も朝来たら、まだ全体のこここの議場も含めてという状況で、もうそういう時期なんだろうなというふうに思っていました、これは私どもだけじゃなくて、市役所全体の空調設備も10数年たっていますので、予防的な僕は保守、維持管理、こういうのがやっぱり絶対必要だなというふうに思っていました、最初私どもの控室の空調が止まったときに、部品が入らなくてお盆を越えるかもしれないよって言ったんですけども、数日で復旧できましたが、このくそ暑い夏に、もし市役所の、例えば1階がそういう事態になったら大変ですので、そういうことも含めて、予防的な維持管理の強化を含めて、どうしていくのか、ご答弁をいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

[経営部長 井出君登壇]

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本庁舎の空調設備をはじめとした設備の予防修繕については、施設管理の委託業者と協議して、故障した場合に、市民サービスに大きく影響が出るもの、修繕に時間を要するもの、予防修繕しないことで、将来、多額の修繕費用を要する可能性のあるもの、これらを優先して、部品の標準交換時期を参考に保全計画を作成し、継続的に実施しています。

庁舎建設から15年が経過し、空調設備についても経年劣化が見られることから、先ほど議員からお話をありました、部品交換を行っていない箇所において、突発的に故障が発生することもあり、その場合においては、緊急対応で修繕を行っています。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 今後も暑い夏が予想をされますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3、バックヤードについて。

私の議員活動で言うと、旧庁舎のほうがはるかに長かったんです。旧庁舎はバックヤードというのはなかったんですね。ただ、今はもうとても大事な市役所の機能をちゃんと満足させる上では、大変大事なスペースだというふうに思っていまして、その大事なスペースが、お昼食べるにも大変なんですよというようなお話を聞いたりします。その点について、現状をどう認識しているのか、どう改善しようとしているのか、お伺いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

本庁舎におけるミーティングルームや職員厚生室は、職員の昼食時の休憩や内部の打合せに活用するためのスペースとして、新庁舎建設時に設けられたものです。新庁舎に移転して15年が経過し、業務の多様化と複雑化も進んだことから、本庁舎勤務の職員は、正規と会計年度任用を合わせて、平成22年の412人から、現在485人まで増加しています。

こうしたことを背景に、休憩スペースが不足しているといった職員の声もあるため、これまで職場の業務内容に応じて、特に混雑する昼休みを12時から13時の前後にずらして取ることができるようにするなどの対応を取ってきたところです。

今後においても、職員の昼食やリフレッシュするための休憩スペースを確保するため、これまでの取組に加えて、会議室や打合せスペースの開放などを進めていきます。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。ぜひ細かいところにも心を碎いてほしいというふうに思います。よろしくお願ひします。

次の質間に移ります。4、投票所の空調設備について。

今年の7月20日の参議院選挙を終わってから、私も投票に行きましたけども、投票に行くほうは全然問題なくて、ちょっと暑いなと思って、投票を済ませて、車で行きましたから、車に乗れば車のエアコン効きますので、投票する者にとっては大丈夫なんですけども、そこに拘束時間が長い、あの時間帯にずっといる人たちにとっては苦痛以外の何物でもない時

間帯だというふうに思っていました、職員の皆さんも投票事務に関わって、終わってからさらに開票にかかる。開票だけは以前は、以前の体育館は暑くて蒸して大変だったんですけども、今は新しい体育館の空調はある、効き過ぎるぐらい効いていたというふうに聞きました、よかったですとは思っているんですけども、多分スポットクーラーとか、そういうことはやっていたとは思うんですけども、それでも大変だったと思いますし、残念ながら参議院選挙はまた3年後の7月の暑いときに行われる。ずらしてくれんかなというふうな思いはありますけれども、それは難しい話で、声は上げてもいいんですけども、しかし投票所をやはりどうしていくか、今年の状況と含めて、どう改善していくかということについてお聞きいたします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

[経営部長 井出君登壇]

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

今年の7月に執行された参議院議員通常選挙では、空調設備がある投票所においては冷房を使用し、空調設備がない投票所においては、スポットクーラーを配置しました。しかしながら、昨今の記録的な猛暑により、空調設備がない投票所においては、スポットクーラーの設置のみでは暑さ対策として不十分であると考えられたため、冷却ボディーシートや首元を冷やすスカーフ、サーキュレーターを追加で配布しています。

これに加えて、学校内の空調設備がある教室や施設を別で用意し、休憩所として投票立会人や事務従事者に利用していただきました。

今後執行される選挙に向け、現在、空調設備がない体育館については、有権者の方々に投票所の変更で混乱を招かぬように、まずは同じ学校敷地内で、空調設備がある教室や施設に投票所を移設することができないか、そういったことを目指して、現在調整を進めています。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。いずれにしろ万全を期して進めてほしいというふうに思います。

次に移ります。5、小中学校の体育館の空調整備について。

1、投票所になっているところ、避難所になっているところは、それぞれどこかと言いますが、ほとんどの小中学校の体育館だというふうには思っているんですけども、だからここを除いてという形でもいいですので、分かりやすく答弁いただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

[市民部長兼防災監 舟橋君登壇]

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

市内14小中学校の体育館のうち、今井小学校、犬山中学校、城東中学校を除く11小中学校の体育館を投票所として指定しています。

また、避難所については、東部中学校を除く13小中学校を指定しています。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） ありがとうございました。

次に2点目、小中学校の体育館の空調設備計画を確立すべきではないかということで、私どもからすれば、やはり市のほうのお金のない状況は承知はしていますけれども、そこを何とか工面してでもやっていくべきではないかと。とりわけ国のほうは、時限的な国庫補助を出していますよということもあります。それから、私どもから見ても大変厳しい財政状況にあるのではないかというお隣の江南市が、今年度、これをやっていくんだという方針を示しました。

大規模な学校の設備計画、建設の計画ももちろん承知はしていますが、投票所のことも考えたり、避難所も考えたりもしても、何よりも小中学生の学校生活の中で、やはり体育館というのはかけがえのない施設だというふうに思っていますし、犬山市の体育館の空調設備があるのに、小中学校の空調設備がないというのもやはりおかしなものですので、これを含めて、どうしていくかという計画を立案すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

小中学校の空調設備について、令和6年度に特別教室へ新規に設置し、今年度から来年度にかけて、設置から長期間たった設備の更新を優先して実施しているところです。これらの整備に当たっては、文部科学省の補助を活用していますが、国としては、学校体育館空調の設置を推進するために、令和6年度補正予算で、令和15年度までの期限付で空調設備整備臨時特例交付金を制定しています。

近隣市町の学校体育館の空調については、この国の補助金などを活用して、来年度までに設置していくことを確認しています。

令和7年6月議会で柴山議員の一般質問でもお答えしたように、犬山市で過去に試算した体育館への空調設置の事業費は、1校当たり機器の設置に約5,000万円、断熱工事に約3,800万円というものですが、多くの市町で設置が進んでいく中で、金額的にも安価な整備方法が出てきています。

現段階では、整備費用を見通する状況ではなく、計画に落とし込む段階とは言えませんが、こうした先行事例を参考に、より安価に学校体育館の空調を整備するため、空調機でなく、大型スポットクーラーの設置、安価な断熱工事の選定、契約手法の工夫など、犬山市において現実的で実現可能な手法の研究を進めているところです。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 最初に教育委員会側の答弁を聞きながら、やむを得ないのかなという思いも含めて感じていました。しかし、私の今回の一般質問に市長が1回も出てこないのも寂しいですので、市長に再質問させてほしいんですが、先日、何日付か忘れちゃいましたけども、中日新聞の夕刊に、これに関連した記事が出て、要するに、学校の体育館向けのクーラーを安価に提供したいというメーカーが大忙しという、特需みたいだということが出来て、やっぱりこの暑さを感じて、また参議院選挙での苦情等も含めて、やっぱりこれは国

の補助金を使ったことも含めて、たとえ市の市債が一時的に若干膨らむようなことがあっても、やらなくちゃいかんんだろうなっていう、これはやっぱり教育委員会側の判断よりは、市長の判断が私は大事な事業だというふうに思っていまして、幸い市債の残高はずっと少なくなってきたている状況もあります。そういうタイミングを見て、やはりこれは市長が今のトップとして、犬山市の将来も見越して判断すべきことかなというふうに思っていますが、判断には時間が必要だというふうに思いますけれども、しかるべき時期に必要な判断は私はすべきだというふうに思っていますが、市長はどのようにお考えか、お示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 再質問に対する答弁を求めます。

原市長。

[市長 原君登壇]

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質問にお答えをさせていただきます。リクエストいただきありがとうございます。

体育館のエアコンについては、非常に重きを置いて考えています。ですから、私ほうから、教育委員会のほうに指示をしました。それは県内で安価にエアコンの設置を、大型スポットクーラーを設置している市があるから、そちらのほうに視察に行くという指示であります。そちらのほうに視察に行ってもらいました。そこに関わる事業者との打合せも重ねているところであります。

つまり、私自身としては、体育館のエアコン設置については、推し進めていかなければならぬという思いからの指示でありますので、その点を受け止めていただきながら、また議会に様々お示しをしながら、私の思いをお伝えをさせていただきたいというふうに思っていますので、どうぞご理解をいただけますようにお願いを申し上げます。

体育館の空調、大型スポットクーラーの設置については、早期に進めいかなければならぬという考え方であります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 今の答弁を聞いていまして、空調設備と断熱工事は一体でないと、私は効果は半減するというふうに思っているんですよ。ですから、スポットクーラーだけじゃなくて、断熱工事をどうするのかということも視野に入れるべきだというふうに思いますけれども、それはいかがなんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

原市長。

[市長 原君登壇]

◎市長（原 欣伸君） そちらはもちろんセットであります。国ほうもこれまで大がかりな断熱工事をしなければ、補助として認められないケースが多くありました。この時代の流れとともに、安価な方法でも認められる動きでありますので、安価な断熱対応と設置はセットで考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 11番 岡 覚議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時54分 休憩

再 開

午前11時05分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、清風会、久世高裕です。今回は4件の一般質問を行いますので、よろしくお願いします。

1件目、下水道事業についてです。鈴木議員に朝教えていただいたんですけど、今日はくしくも下水道の日ということで、タイムリーだなと思いまして、下水道事業について聞くんですけども、論点として細かいことというか、その使用料の引上げとかそういうことに関しては議案質疑で聞きたいと思うんですが、それに根底にあるような市の考え方とか、国と地方の在り方、それから財源についてとか、そういうところをちょっとここで聞いていきたいなと思っております。

要旨1つ目ですけども、今議案でも出ている使用料の引上げというものに関して、主な理由としては、地方公営企業法の適用による経費回収率100%を目指さなければいけないというところから来ている。これは6月の議会で一般質問で議論した際にも、副市長からこれは義務だということで、理由がはっきりしてきました。

国の強い要請があって、そういうことをやっているということ自体が、ちょっと自分としては、これまで国の言うこと聞いてきて、そんなにいいことあったかなと思うことが多いので、やっぱりちょっとまず疑ってかかったほうがいいなというのが基本になります。

それがどういう経緯でこれまで国が要請をしてきたのか、市はそれにどう対応してきたのかとかということと、あとその国の要請で、地方が使用料の引上げというのは、もう言ってみれば増税です。そういうことを強いられる。その一方で、国のはうでは参議院選でもそうですが、手取りを増やすとか、消費税減税をするとかいう話ばかり、おかしくないかと。地方に増税させておいて、自分たちで減税の話ばかり、どういうことだということが、ちょっと自分としては全く納得いかないんで、そこをちょっと明らかにしていきたいなと。

こういう現状に対して、今、市がどういう見解を持っているのかについてお尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

[都市整備部長 武内君登壇]

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えをします。

当市が地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計に移行した経緯は、平成27年1月27日付総務省の通知、公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項についてが最初となりま

す。

この通知は、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくために、地方公営企業法の財務規定等を適用していない公営企業について、平成31年度までに公営企業会計に移行するよう促すものでした。

これを受け、本市においても、公営企業会計への移行について検討に入り、市民の皆様に安定的なサービスの提供を確保し、持続可能な下水道事業の経営を目指すためには、移行が必要と判断しました。そのため、平成31年4月1日に地方公営企業法を適用する公営企業会計へと移行しました。

なお、適用に当たっては、地方公営企業法の財務規定のみを適用する一部適用となっております。

公営企業会計への移行により、地方公営企業法の独立採算の原則が求められることになりました。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 今、経緯は分かりましたので、これを市として今どう受け止めるか、再質問で伺いたいと思いますけども、市長、副市長に答えていただければいいんですが、これは明らかに国が交付要件とか、そういうこともさっき岡議員のやり取りの中でもありましたけども、どうもウォーターPPPに関しても調べてみると、どうやら令和9年以降にウォーターPPPの導入が、何かその改築工事の、汚水管の改築工事のどうも交付要件になるということも、これは令和7年の6月の国の資料に書いてありました。だから、結構国がやっぱり飴とむちというよりは、むちばっかりな気がしているんですけども、そういうことで、かなり国の路線に従うようなことを強いてきている、これはもう明らかに自治権の侵害じゃないかと思うんですけども、これは今、どうどういう認識でしょうか、市として。これが渋々従ってるのか、渡りに船だと思ってるのかでどちら違いますけども、どういう認識なんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

[市長 原君登壇]

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再質問にお答えをさせていただきます。

国と地方の関係の在り方については、それぞれの立場で相互に連携をしながら協力していくかなければならないところもあると思っています。そうしたことから、先ほど部長が答弁したとおり、経緯についてはお示しをさせていただきました。

岡議員のウォーターPPPの話も出ましたので、その点も少し触れさせてください。

一宮市とは基本的に大きな違いがあると思っています。それは、まず規模が大きく違うこと、また、一宮市は国の対象になるだろうという大きなこんな思惑があるのかなという気もしています。さらに言うと、犬山市の場合は県の流域下水で、広域的にやっているがゆえに、一宮市とは全く同じにはなりません。ですから、我々としても、経営戦略の中でうたわせてはいたいただいていますが、それに即座に従うつもりは毛頭ございません。

先ほども答弁をさせていただいたとおり、市民の負担軽減につながるかどうか等を様々見

極めながら進めていきたいというふうに思っていますので、まずその点を示させていただきたいというふうに思います。

そして、自治権についてであります、もちろん今回のことでつきましては、国の要請がきっかけにはなっています。しかし、先ほど経緯でも説明したように、その時々で判断して進めてきたものであります。ですから、自治権を制約するものとは考えていません。それに、久世委員がご指摘のとおり、国の言いなりになるつもりは全くありません。犬山市は国の下請じやないし、考えが違う場合は、意思をはっきり示して、自治権である犬山市自ら決定し、自ら運営していくことも考えていかなければならないというふうに思っています。例えば、ご指摘いただいた国民健康保険運営や、小中学校の適正配置、統廃合の考えがないことが、その一例だというふうに私自身は考えています。

また、先は見通せませんが、石破内閣総理大臣が現金給付を決めたとき、その対応は全部自治体でやってもらうという話がありました。そのときには、すぐさま尾張2市の9市長会で、自治体任せで、全て自治体でやれというのは、そんなおかしな話はないと、国で一元的な仕組みをつくればいいという問題提起を、私から犬山市からもさせていただいたところでありますし、愛知県に対しても様々な場面で犬山の考えをしっかりと示させていただいているものだと認識をしています。つまり犬山独自の、自ら決定し、自ら運営をしていく考え方もしっかりとお示しをしていきたいというふうに思っています。

これからも市政をあずかる経営者という立場で、いろいろな判断を必要とする案件は次々と出てくることになります。その中には、これからも国からの要請もあると思います。そうした案件の中には、今回の使用料改定のように、市民皆さんにとっては厳しい判断を迫られることもあるかと考えますが、常に市長として、犬山市、そして市民全体の利益であることを最優先しながら、犬山市にとって一番のベストは何かを、適切な判断として考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質問します。

最初の答弁のところであったのが、ちょっと言葉として気になるんで再々質問するんですけども、使用料引上げに関しても、持続可能な下水道事業の経営を目指すためにという言葉もありました。市長も国の要請もあったけども、自ら判断したということです。

ただ、ここに「公共」という文字が抜けているんですよ、答弁の中から。下水道は公共下水道事業なんです。あくまで公共性がある。公衆衛生とか、いろいろと別に使用してる人のためだけじゃなくて、それ以外にも広い範囲で公共性があるからやっている事業なんですよ。だから、公共性があるから、だから一般会計からも入れてるわけだしというところが、ちょっと今抜け落ちてきてるのが非常に気になるんですよ。

だから、ここで再々質問したいんですけども、持続可能な下水道事業の経営のために、別に一般会計からの繰入れって否定していないですよね、今まで。だから、今までやってきたことを別にやってたって持続可能じゃないですか。今までやっていたことを継続して、使用料引上げをせずに、一般会計からの繰入れだって別に持続可能じゃないですか。それが持

続可能じゃない理由って何ですか。一般会計ってそんなに逼迫しているんですか、その繰入れもできないぐらい、というところを再々質問でお願いしたいです。

◎議長（大沢秀教君） 再々質問に対する答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

もちろん公共性ということは重きに置いていかなければならないと思っていますので、改めてその点についてはお示しをさせていただきたいというふうに思っています。

そして、持続可能なということの点についてあります。先ほども岡議員の質問でもありました。その説明が足らなかったんじゃないのかということでありました。会計上は、この下水道事業も黒字になってはいるものの、そこはこれから久世議員のこの以下の質問にも関わってくるんで、細かい数字はお示しはしませんけれども、一般会計からお金を繰り入れることによって、そうした今の経営が成し得ることができました。その中で、一方で、一般会計に目を向けてみると、財政シミュレーションで、令和8年度から令和11年度の財政シミュレーションをお示しをさせていただきましたが、財政状況は厳しい状況にあるのは、同じ考えだというふうに思っています。こうした総合的な判断から、持続可能なという表現をさせていただきましたが、下水道事業運営が必要という観点から、今回提案をさせていただいている。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 次の質間に移ります。要旨2件目の質問ですが、今の財源の問題も話をしたんですけども、岡議員の質問のときにも出ました都市計画税収の6割ほどを下水道会計に繰り出してきた。一般会計から繰り出してきたということです。

今そんなに逼迫してるのであるのかという話もしたんですけども、やっぱり優先順位だと思うんですね。ここは何を持って、その優先順位を判断していくか、それが財政の考え方だと思います。

その国の要請に従ってやってきているんですけども、ここで引き上げる。これまで公共性があると判断して、一般会計から繰入れをやってきた。その繰入れが、使用料引上げによって今まで繰り出してきた分、一般会計から繰り出した分が減らせるという状況になるわけです。その減らせるようになった、一般会計からの負担が軽くなった分をどうするのかというところが、僕は非常にポイントだと思います。

そこで、いろいろ判断していきたいなと思っているんですけども、例えば、その一般会計の負担が減った分を還元することだってできるんじやないか。都市計画税収を企業債の償還金に回しているということもあるんで、要は減価償却みたいなもんですねというところで、それを使っているということもあるんですけども、じゃあ、一般会計からの繰り出しが減る分は減税したっていいんじゃないいか。これだけ国が減税減税と言って、与党過半数割れしました。ということは民意の大半も、やっぱり生活が苦しい物価高に対しては、何とかしてほしいということを政治全体に期待している。これは国だけじゃないと思います、地方だって

地方政府なんだから。だからそういうことに応えていくためにも、そういうことも考えてもいいんじゃないかなと思います。

要旨 2 点目で伺いたいのは、一般会計の負担が減った分、減税とかも考えてもいいんじやないか。市民への還元策、何かないのかということについてお尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 一般会計の繰出しの話が出たんで、経営部長の私のほうから答弁させていただきます。

下水道事業会計の一般会計からの繰出金のうち、都市計画税を充当している公債費の償還に充てるものについては、今後も議員もご存じのように、引き続き繰り出しを続ける見込みでございます。

一方、事業費の財源不足に充てているものについては、今回の使用料の見直しに伴い減少することになります。先日の全員協議会でお示しした財政シミュレーションにおいて、今後財政調整基金の不足や、予算編成時の不足財源を補填する起債額の増加も予想されているという状況でございます。

このため、一般会計からの繰出金の減額分につきましては、市民に必要な事業の不足財源に充てて市民サービスの継続に努めてまいりたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問で確認します。

要するに、下水道使用料を引き上げる、その分一般会計の負担は減るけども、特に何もしないということですか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

必要な市民サービスのほうに充てていきたいと考えています。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ここでちょっと再々質問で確認したいんですけども、市の下水道の経営戦略とかにも資料があって見ていくと、下水道の使用料対象経費に関して、なので下水道のほうで答えたほうがいいかもですけども、ちょっと減価償却費のところで、経費 8 億 6,000 万円と書いてあります。これ令和 4 年度の決算ベースです。

長期前受金戻入というやつ、これは恐らく一般会計からの繰出し、繰入れになると思います。だから、経費って本当にちゃんと分けているんですかね。だから、岡議員の議論のときにもあったんですけども、法定外繰入れ、繰出し、法定外のものと法定内なものをちゃんと明示して出してませんということがありました。だから、情報開示をやっぱりしっかりやったほうがいいと思うんですよ。

だから、その情報開示に関して、ちょっとやっぱりおろそかじゃないかなと思っているん

で、こういう質問してるんですけども、これ、その経費って結局、一般会計からの分と、都市計画税の分で、減価償却に充てているけども、企業債の返還ってことは、要するに減価償却です。だから、そこに充てているんだけども、その一部に関しては都市計画税でやっている。その都市計画税の入れてない部分を一般会計でやっていた、そういうことじゃないですか。

これすぐ答えられなければ、こういうことに問題意識がなかったってことだと思うんですよ。だから、答えられなければ別にいいです、これ通告してないんで。ただ、これは下水道経営戦略にも載っている話だし、岡議員のときにも議論になっている話だし、だからこういうことにはぱっと答える情報開示ができないということだったら、それはそれでいけないと思うんで、ここでお答えできれば答えてください。

◎議長（大沢秀教君） 暫時休憩いたします。

午前11時23分 休憩

再開

午前11時26分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、会議を開いています。

再々質問に対する答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 久世議員の再々質問にお答えをします。

先ほどご指摘いただいた点については、今すぐちょっとお答えすることができないので、今後そうしたことも視野に入れながら、こちらのほうも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ちょっとあえて意地悪な質問しましたけど、これ下水道経営戦略に出ている数字なんです。ただ、ここに減価償却費という言葉が出ているし、ただ財政の話をすると、企業債の償還に使っていますという話が出るし、だから、ここに出てる要望も長期前受金戻入ということが書いてあるんですけど、戻入れというのは要はどこから繰り入れているやつです。それがどこからか、財源は何か、全部書いてない。所々で違う説明をしているんで用語も違う。だから検証できませんということです。こっちも検証がしようがないんで、だから本来、この経費は公費で賄うべきかどうかということを具体的に検証していくためにそれが必要なんだけど、ないんですよ。

例えばウォーターPPP導入に当たってもそうです。だから、どこが減らせるのか、民間と官民連携することでどういう経費が減らせるのかということを検証する上でもそういうことは必要なんだけど、どうもそれができないんじゃないかというふうに見えるんで、細か

いことを聞いてみたけど、やっぱり答えられないんで、それはやれてないと思います、そういうことが。情報開示がない。それから、個別の項目に至って、それが誰が負担するべきなのかということも検証ができるないんじゃないかということを思っています。だから、こういうことをやらないと、本来は使用料の引上げなんてやっちゃいけないと思うんだけど、だけど今進んできてしまってるんで、それを確認したかったけど、ちょっと答弁もできないし、用語の確認とか財源の関係とかもしっかりこっちでも検証したいなと思っているところだということです。

3つ目の質問に移ります。

五条川左岸処理区で主に不明水がすごい。不明水がめちゃくちゃ多いということはよく言われるんですけども、前回の6月議会の質問のときにもそうやってこっちも言っているし、その後いろいろ勉強会や、その説明をされる中でも、内訳を見ていくと、五条川左岸処理区と右岸処理区で、左岸処理区の方が古くやっている右岸処理区は新しい。その内訳を見ていいくと、左岸処理区のほうがめちゃくちゃ不明水が割合が高い。30%の後半から40%近い。右岸処理区に関しては、もう数%、だからこの差がめちゃくちゃ著しいということが分かりました。

なぜかと言うところだと、下水管そのもの的方式が違う、使っている素材が違うということです。左岸処理区に関しては陶管、陶器の管を使っている。だから、その継ぎ目から入ってきやすいとかいうことで、それが不明水が非常に多いと。それが、主に行政が負担しているわけですけども、15%以上は今、公費負担ということですので、主に行政のほうが負担している。ただ15%と言えば高い話なんで、使用料で負担されているわけです、使用者から。だけど、そうなってしまった理由は何なのか。

勉強会のときにお聞きしたら、その地場産業保護のためと、育成のためというような言葉もありましたので、ちょっとここでしっかりと確認をしておきたいと思います。そうなってしまった原因、責任はどこにあったのかということに関して、県や国の方針があったのか。あったのだったら、どういう理由だったのか。市はどういう関与をしたのかについて、ここでお尋ねしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

[都市整備部長 武内君登壇]

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

陶管につきましては、当市においては、下水道整備の初期である昭和63年から、中期の平成16年にかけて、五条川左岸処理区域で積極的に採用し使用してきました。陶管採用の経緯については、かなり古い時期のことと、詳細な資料が残っていませんので、当時関わった職員から聞き取ったことについてお答えをします。

当時の下水道管の管種の主流は、塩化ビニール管とコンクリート管であるヒューム管が主流でした。その中で、常滑焼を使用した陶管が開発され、特徴として、硫化水素などに対して腐食に強く、耐久性もあるということ、また愛知県からも、地場産業であることから、陶管について話がありました。このときの愛知県からの話は、指導や推奨といった政策的なも

のではなく、あくまで紹介程度の話だったと聞いています。

これを受け、当市についても、陶管を塩化ビニール管やヒューム管などと合わせて比較検討を行い、耐久性や経済性などの条件を総合的に判断して採用することとしました。愛知県内で陶管の使用が多いのは、こういった経緯があったことが理由と考えられます。

その後、年数が経過するにつれ、不明水率が悪くなる傾向が続いたため、調査を行ったところ、陶管については、管内のひび割れ等が多数発生していることが判明したため、平成17年度以降は使用を中止し、以降は塩ビ製のリブ管を使用しているところです。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ひび割れが多くて途中でやめたということは、あかんかったということですね。

だから再質問ですけど、その採用した責任はどこにあるとお考えでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

[都市整備部長 武内君登壇]

◎都市整備部長（武内雅洋君） 久世議員の再質問にお答えをします。

こちらの責任なんですけれど、先ほどもご説明をしたように、あくまで県のほうは紹介をした程度ということで、最終的にこちらを採用することと決定したのは犬山市ということになります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質問ですけど、今、後ろからもお声聞こえたんですけども、これは使用者や市民ではなくて、あくまで市の行政の責任だということですね。確認します。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

[都市整備部長 武内君登壇]

◎都市整備部長（武内雅洋君） 久世議員の再々質問にお答えをします。

先ほど申し上げたように、こちらの判断をしたのは犬山市ということになりますので、その責任というのは犬山市の方にあると考えております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 4つ目の要旨4の質間に移ります。

引上げに関しての是非というよりは、もし上げるんであれば、どういう説明をしてきたかで、市民とどういう情報共有してきたかということに関して、ここでお尋ねをしたいんですけども、以前市政に深く関わっていらっしゃった方からちょっとお話をありますて、以前こういう不利益が及ぶようなことがあれば、例えば国民健康保険とか給食費の値上げとかいうことがあれば、結構事前に情報を出してしっかり議論してきたんだけどと、その対象者の方にも通知を出したりとか、説明会やったりとかいうこともやったりしたけど、ちょっと今回は性急じゃないかというようなお話をあったんで、確かにそうだなと。

前回の6月議会のときにやっぱり議案が急に出てからではちょっと遅いと思って、僕も質

問をやりました。そこで、質問やり取りをして、恐らく議員さんたちにも理解が足りないと思われて、勉強会の打診があったり、僕も何回か下水道課にも呼んでいただいて、説明をしたいと言ってご説明をしていただいたり、会派を回っていただいて、会派ごとにも説明をしていただきました。

ただ、市民に対してやっていないですね。広報とかを見ても、特にその細かい説明がされた形跡というのは、ちょっと見当たらなかったかな。そこの辺りが、やっぱり市民の方からしたらこれ急な動きにしか見えないと思うんで、やっぱりちょっとここで決めてしまうのはどうかなと、正直自分では思っているところです。

ここで提案があつて決めて、その後に丁寧な説明をということを、記者会見でも市長は丁寧に説明をしたいと、心苦しいけどもということをおっしゃっていたんですけども、ただそうなった場合には、議会で決まりましたと言われても、議会としては仕方ないなと思うんで、議会がここで決めてしまったら責任は非常に重いなと思うんですけども、今まで下水道に関して、例えば都市計画税はどれだけ入れてきたとか、どういう方がどうやって負担してきたとか、使用料はどれぐらいを基準にどういう根拠でやってきたとかということを説明してきたことってあったんでしょうか。例えば広報の特集を組みましたとかでもいいです。そういうことを市民に対してどうやって説明してきたかということに関して、お尋ねしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

今回の料金改定に至るものとして、犬山市下水道事業経営戦略の改定を行い、今後の収支の方針を決定しました。経営戦略の改定を行うに当たり、犬山市下水道事業経営戦略改定審議会を令和5年度から令和6年度にかけて計9回開催しており、使用料の改定が必要との答申をいただいている。

住民への情報提供としましては、この審議会の傍聴や会議資料と議事録のホームページ上の公開、下水道経営戦略改定案についてのパブリックコメントを令和6年12月19日から令和7年1月17日の期間で行いました。

今後につきましては、議会での議決を得てお認めいただいた場合は、令和8年4月1日まで約半年間の周知期間を設けております。

下水道供用区域内の対象者にチラシを配布することや、市の広報や公式ホームページ、公式SNSなどで周知を図る予定です。

また、下水道使用料が多い企業等については、個別に訪問するなど、丁寧な説明を心がけてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問ですけど、これを聞くと、恐らく議会軽視と言われてはいけないのでと言われると思うんですが、やっぱり議会で決めてからやるわけですよね。議会で決める前にやろうとは思わなかったのか。こういう例えれば答申を諮問してるわけなんで、下

水道事業の戦略改定審議会に諮問してるんで、そういう段階でもある程度情報開示はできたと思います。

附属機関なんで全部情報開示はしますからね。だからその傍聴も別に可能だったわけだし。だけど、これ決めてからやるんですよね、丁寧な説明は。企業訪問も、これ企業のほうが恐らく負担どんとでかくなると思うんですけど、それも議会が決めてからやるんですよね。

だから、議会が決める前にやろうということは検討しなかったのかどうかと、一応答弁に出ましたので一応ちょっとまた細かいことを聞きますけども、審議会の傍聴者、どれだけいらっしゃったのか、ホームページの閲覧数がどれだけあったのか、パブリックコメントの件数は幾つあったのかについて答弁をお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

[都市整備部長 武内君登壇]

◎都市整備部長（武内雅洋君） 久世議員の再質問にお答えをします。

先ほどちょっとご説明をしたんですけど、住民への情報提供としては、先ほど審議会の傍聴というところで、こちらの傍聴のほうはゼロ件（179ページに訂正発言あり）です。

ホームページのほうの視聴回数のほうは、そちらのほうはちょっと把握はしておりません。

それで、パブリックコメントなんですけれど、こちらのほうは1件あります、料金とは直接関係のない質問で、犬山市下水道事業経営戦略附属資料の中にある住民説明会での質疑で、浄化槽に関する質疑での回答に関することについての指摘で、その指摘を受けて、その後表記のほうは訂正をいたしました。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。

ちょっと答弁漏れだと思うんですけど、議会への上程前にやろうとしたのかについて、漏れていたと思いますので、お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。これは答弁漏れということで、答弁お願いします。

武内都市整備部長。

[都市整備部長 武内君登壇]

◎都市整備部長（武内雅洋君） こちらは先ほども説明をしたんですけど、議会のこの案を出す前に、住民への情報提供として、先ほど申し上げた審議会の傍聴や会議資料、議事録のホームページでの公開、それからパブリックコメントのほうを行いました。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 驚くべきことにそれが丁寧な説明だったということになってしまいますが、そうじゃないと自分は思いますので、見解の違いかなと思いました。

本来の下水道事業って、国が推奨してるものって、例えば資本費平準化債が拡充できますよとか、それによって使用料を急に引き上げなくとも、その経費回収率100%に近づけるために、国も協力しますよという制度があったりするんですよ。だから、そういうことも活用

すればもっとなだらかにできるんじゃないとか、そういうことを自分としてはいろいろ考
えるんですけども、ちょっとはつきり言ってそのレベルにない状況かなと思います。だから、
そういうことも、行く行く検証していきたいと思いますんで、ここではこの件でとどめたい
と思います。

2件目の質問に移りたいと思います。物価高騰と市民の負担についての現状認識について
ですけども、先ほど申し上げたように、国のはうではやたら減税という話がされる。物価高
対策が世論調査でもトップに来る。選挙の中で関心のある項目は物価高対策ですよというこ
とがトップに来る中で、これが市に来ると、下水道料金の使用料の引上げということが来る。
だけど恐らくこれでまた、ちょっと今、総裁総理変わってしまうんでちょっと臨時国会どう
なるかよく分からないですけども、だけど、そこで補正予算が組まれて、大型緊急対策、物
価高対策といって、また市のはうに交付金が下りてきて、じゃあどうするんだ。水道の基本
料金や給食費という話になってくるんでしょうけど、国がそうやって出してくる前に市のは
うでも、もう施策の優先順位としては、物価高というのは恐らく結構長引いてしまう傾向に
あると思うんで、ここでももう3年、4年続いていますから、インフレ傾向というのは。や
っぱり民意の流れを考えると、施策の上位に優先順位を置いていくべきじゃないと思うんで
すが、この点、市はどういうふうに今思っていらっしゃるんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の質問にお答えをさせていただきます。

もう物価高騰対策は言うまでもなく市民の皆さん的生活に直接関わることでありますし、
家計の負担を軽減していくために、市としてもどうあるべきか考えていかなければならぬ
と思っています。その点の考えについては同じだと思っています。

その中で、先ほどもお話をありました、国からの物価高騰対策の交付金で、非課税世帯に
交付をさせていただいたり、そして、子どもたち、子育て世代にも応援をさせていただいたり、
給食費やら水道料金の基本料金に充てて、市の実情に合わせた事業を行ってきたところ
であります。

一方で、言われるように、市が直接物価対策と目した事業を実施をしていることはありま
せん。ただ、これまで進めてきた給食費の無料化、無償化とか、また多子多胎世帯のおむつ
とかお米の配布、またはタクシーの助成事業を少しずつ拡大をしてきてます。また、事業継
承の支援などを事業者の皆さんにも対応していく、その執り行っている事業が物価高騰の対
策の一助になっているんだとも思っています。というものこれからまた物価高は続いてい
くと想定をされていますので、私たちとしても考えていかなければならないというふうに思
っています。

ですから、これからは物価高の対応については、そうした市民の皆さんに寄り添う姿勢を
お示しをしながら、これから進める新たな新規事業等でも一つ一つ物価高騰対策につながる
事業を考えていくこと、または物価高に特化した事業自身も考えていかなければならないの
だと思っています。まさに上位で考えていかなければならない物価高騰の対策だというふう

に思っていますので、そうした認識を持ちながら、これから国も総理大臣が変わっていくことになります。物価高騰対策についてもお示しをされるでしょうし、示されるべきだというふうに思っています。

そうした中で国の動向も注視しながら、市としてやらなければならないことをしっかりと検討をしながら、判断をしていきたいというふうに思っています。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。思いは一緒ということで、本当に同じだと思っています。それが市民に分かりやすく伝わっていくように、自分もやっていきたいなと思っています。

3件目の質問に移ります。公共施設の「式年遷宮」方式ということで書かせていただいたんですが、主に対象にしていきたいと思うのは学校と保育施設ですね。式年遷宮というのは建て替えるということです。要は、新築で建て替える、それがある意味日本の伝統だと。6月6日に伊勢神宮の式年遷宮の式典があって、もう自分も見ていましたけども、本当にいいなと思いました。木を切って持ってきて、みんながお祝いして、それが新しくできる。神様のお社、神様がお移りになるということ自体、だから残すことだけが日本の伝統じゃない。その技術や魂を残していくんだという、そういう引き継いでいくんだということも一つの伝統だということで、確かにそうだなと思いました。

だから、公共施設なんかも、残すとか、できるだけ維持するということではなくて、もういっそのこと、環境が激変しているんであれば建て替えるということのほうが、トータルで考えればコストが安くなるんじゃないかなということも思いました。

特に保育施設で言うと、橋五子ども未来園ができて非常に喜んでいただいているという状況です、市民の方々に。応募も殺到したということですから、やっぱり現在地で、できるだけ思い出を残してやっていくということも一つあるんですけども、新しく造るというのも、場所が変わっても喜ばれるんだなということもよく分かりました。

学校に関しても、学校訪問で委員会で、僕3年連続やらせていただいているんで、ずっと行っているんですけども、長寿命化と新築で造ったところを見ると、長寿命化を頑張っている苦労をかけて現場にもやっているけど、やっぱりトータルで見るとこれどうなんだろうなと。今までその工事もいろいろ追加で出てきましたけど、サッシどうするとか、あとガラスどうするとかいう断熱性も考えると、継ぎはぎで工事するより、その工事の配管ってやっぱり大変なんで、どこにそのキュービクルを置くとかいうこともあるし、それで効率も変わるんですね。だから、全部考えると、もう新築で、これだけ暑くなるとやっぱり空調効率というのはもう優先順位はかなり高く置いて考えなきやいけないと思うんで、やっぱり長寿命化というよりは新築でやっていくということを基本に置いたらいいんじゃないかなと思いました。

保育施設に関しては、国の基準等、特にないとは思うんですが、学校に関しては、いろいろ基準があると思うんで、それに沿ってやっているということだと思うんですけども、やっぱり新築を基本に据えたらどうかなということを思ったので、ここで質問させていただけたと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

[経営部長 井出君登壇]

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、長寿命化改修においては、建物構造の基本的な部分の補修・補強により、公共施設としての機能を維持、延命することは可能ですが、窓や扉などの建具、空調機器や電気設備といった附属設備については、予算や工事範囲の制約から更新が限定期となります。その結果、十分な断熱・遮熱性能が確保されず、冷暖房効率の低下や、それに伴う光熱費の増加といったランニングコスト面での非効率が生じる可能性があるものと認識しています。

一方、イニシャルコストの面に限って言えば、新築と長寿命化改修では、かかる費用に相当の差があり、また、国庫補助金の適用についても、新築では対象とならない場合もあります。

こうしたことから、本市においては、単に改修コストだけでなく、長期的な維持管理費や運用コストを含めたライフサイクルコストの視点を踏まえて、長寿命化改修と新築それぞれのメリット・デメリットを比較検討することが必要であると考えています。

したがって、ファシリティマネジメントを推進する中で、公共施設の更新の際には、議員おっしゃるような新築を含めた複数の整備手法の中から、個々の施設の特性や将来の活用方針を踏まえ、最も適切な方法を選択してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。これは具体的なその指摘とかいうよりは、問題提起として投げかけさせていただいたということで、もうそれに沿ったような答弁をいただいたなと思っています。やっぱり長期的に見て、どちらが合理性があるのかということで判断していきたいなと思いますので、國の方針等もあるんですけども、方針が間違っているときは、やっぱり間違つてると声を上げながらやっていきたいなと思います。

4つの質間に移ります。犬山市版「人間国宝」制度ということです。

これは質問しようと思ったきっかけは、8月に行われた観光戦略会議の中で、犬山祭保存会会长の石田芳弘さんからご発言があって、玉屋庄兵衛さんを名誉市民にしたいというようなお声があつて、なるほどなど。議員の皆さんどう考えとるんだということを投げかけをいただいたんで、自分としては、名誉市民と言えばもう日本にも極めて唯一無二な文化人、伝統技術の継承者というところからして、そっちよりは人間国宝じゃないですかねということを申し上げたら、そうだなということだったんで、じゃあ具体的にそれを制度化しようとしましたときにどうかなど。

その場にいた委員の皆さんも、それはいいよねということを大体皆さんおっしゃっていたんで、やっぱりそこで話題に出した責任からして、制度化していくかなきやいけないなと思って質問するんですけども、いろいろ調べていくと、例えば國の人間国宝というのは、重要無形文化財のその保持者という形ですね。

実際レベルでどうかなと思ったら、京都府なんかでも、府指定の無形文化財の保持者とい

うことで、その制度がつくられている。犬山市も一応枠としてはちょっと今まであんまり聞いたことはないなと思ったんで、そういう無形文化財の保持者ということで、そういう指定をしていたら、もしかしたら、もうかなりそういう方っていらっしゃるんじゃないかな。あと玉屋庄兵衛さんの事例をきっかけとして申し上げたんですけども、それ以外の方でも恐らく犬山には相当、その文化にも造詣の深い方、全国的にも評価がされるべき方がまだまだいらっしゃるんじゃないかなと思ったので、ここでそういう制度が創設できないかということを提案させていただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

ただいま久世議員からもご紹介ありましたけども、一般的に言われている人間国宝とは、文化財保護法に基づく国的重要無形文化財の指定と同時に認定される重要無形文化財の保持者とのことで、伝統的な演劇や音楽、工芸技術等で芸術上、または歴史上価値の高い人間の技を高度に体得、体現している個人のことをそのように呼んでいます。

犬山市文化財保護条例においても、保持者の規定があり、市の無形文化財指定に当たって認定する無形文化財の保持者がこれに該当しますので、制度を創設することなく、現行の中で認定することが可能です。

ただ、市として言うならば、人間国宝という表現は国的重要無形文化財の保持者をそのように呼んでいるため、例えば人間市宝、市の宝ですね、という呼び方になろうかと思います。

畠議員の一般質問の答弁でもお答えしたとおり、保護すべき市内の文化財を市民に周知し、理解を深めてもらうため、文化財指定すべきものの洗い出しをして、順次調査を行い、重要なものについては、犬山市文化財保護審議会において指定の手続を進めていくことを確認していますので、今後もこの方針の下、引き続き文化財の保護を推進してまいります。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問させていただきます。

制度を創設しなくてもやれるということは、非常にいいなと思いました。ただ、どういう手続でそれをやるのか。今の件数を見ると、恐らくそんなに数ないと思うんで、そこまで積極的に活用してなかったのかなと正直思います。

そういう手続に関して、もう今の規定のこれまでの流れの中でそういうことができるのかどうか。例えば、自薦他薦という手続を、どういうことを手続に沿ってやれるのかとか、あとちょっとこれは通告していないんで、ちょっと恐縮ですけど、国登録有形文化財というのは、よくありました。それを積極的に指定していくて、愛知県の中でも、犬山市はもう群を抜いて多いと。博物館明治村が特に多いですけども、城下町の中でもいっぱいある。自分も1個所有していますので、有形文化財を積極的にされてきたというのは、これ結構厳しいですもんね、手続。僕も所有者変更とかで、また書類要るんか、また書類要るのかとかあったんですけど、これは無形文化財も4年前にどうも国のはうでできたという話なんで、国登録無形文化財というのも、保持者という形でもどうも活用ができるようですから、そういうのの

指定だと、人間市宝以外にも、国宝ですもんね、国登録だったら、だから、そういうこともできるんじゃないかなと。

だから結構、このやり方というのはいろいろできるなと思うんで、手続に関して、今どういうものがあるかどうかについて、お尋ねしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えいたします。

ただいま手続についてのお問合せなんですけども、この手続というのは、例えば自薦他薦でこの例えは申請書に記載してくださいとか、そういったようなものはありません。現在は文化財保護審議会の中に、例えば我々から事務局から上げていく、または文化財保護審議会の委員さんたちから、こういったものが適当ではないかというものを協議した上で、候補として上がっていって、いずれにしても、その後、調査をしていく、その調査の結果、それに足るものというようなものが分かり次第、そういったものの次の登録の手続だとか、指定の手続に入っていくというようなものになります。

これにつきましては、国の登録有形文化財建造物でもそうですし、登録の今の無形、新しくできたについても同じ手続の形を取っていますので、こちらのほうは、今後、先ほども答弁したとおり、市の指定のものについては、その文化財保護審議会の中で協議した上で、候補物件等、候補の文化財等を選定して、その調査を進めていく。それに当たっては、また内部での協議もしっかりとした上で進めていくと、そういった手続になろうかと思います。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質問させていただきたいです。

ちょっとやっぱり放っておくと弱いかなと思ったんで。例えば登録有形文化財のほうだと、自分の持っている物件の中の一つで、該当するものがあるそうです。もう築100年以上たっているという。だけど、ちょっとやっぱり制限がかかるのはどうかなと思って消極的なんです。だから、何人か、どうですかね、どうですかねといらっしゃったけど、ちょっと待ってもらっていいですかということをやっているのもありました。

だから、そういう、誰か、それ一回教育委員の方が来られたんですけどね。だからそういう非常に積極的な方がいらっしゃると、自分の使命だと思って回っていただけるけど、そうじゃないと、多分制度がありますよだけで終わっちゃうと思うんですよね。だから、これは市として積極的にそういうことを普及していくのかという、部長が先頭に立って営業をかけていくのかということを、最後ちょっと確認をしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再々質問にお答えします。

まさしく今ご質問にあったように、この文化財の特に地域に眠るような文化財だとかと言

われるようなものだとかの洗い出しだとか、この選定作業というのが非常に大変なところでございます。

文化財というのは、ご承知のとおり個人が所有していたり、そういったものが多いものですから、今も久世議員からもありましたとおり、私はもういいですよと、このままそっとしておいてくださいというような方があつたりですとか、そういったことがありますので、なかなか公募をかけてどうこうというような形にはならなくて、いろんな情報を精査して、その上でこちらからどうですかということもあります。これが県レベルになれば、県のそういった調査員だとか、そういったものに携わっている人たちがどうですかというお声がけをさせていただく、こんなようなケースもあります。

繰り返しになりますけども、今後、市の指定の文化財等々の件に関しましては進めていきたいという思いがございますので、そういったことに関しては、これからは我々も積極的にそういったところの方にも声かけをしていくこともあろうかと思いますし、まずはその物件をしっかりと選定して、洗い出しをしていくという作業を進めてまいりたい、そのように考えております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 最後に一言だけ、映画で国宝が大ヒットしている今がチャンスですから、ぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員、ここで武内都市整備部長より、先ほどの久世議員への答弁内容について、発言を訂正したい旨がありましたので、これを許可いたします。

答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 先ほどの下水道事業についての④の質問のほうで訂正がありますので、よろしくお願ひいたします。

審議会の傍聴者数はゼロ人というふうにお答えをしたんですけど、3人というふうに訂正をさせていただきます。

内訳としましては、3回目の審議会で1人、4回目の審議会で1人、9回目の審議会で1人、それから区域の見直し住民説明会を2回行っていまして、そちらのほうに7名出席をしていただいております。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 確認だけしていいですか。

◎議長（大沢秀教君） これは1の④の今、再質問に対する答弁です。

久世議員。

◎15番（久世高裕君） 区域の見直しは区域の見直したと思うんですよね。そこで使用料の引上げの話って出したんですか。

◎議長（大沢秀教君） 再々質問ということで答弁を求めます。

武内都市整備部長。

[都市整備部長 武内君登壇]

◎都市整備部長（武内雅洋君） 久世議員の再々質問にお答えをします。

そちらで料金改定のほうの話はしておりません。

◎議長（大沢秀教君） 15番 久世高裕議員の質問は終わりました。

お詫びいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声起ころ]

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時03分 休憩

再開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。12番 岡村千里議員から、一般質問に関連する資料を配布する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 皆さんこんにちは。日本共産党犬山市議団、岡村千里でございます。12番です。通告に従いまして、今回3件の一般質問を行います。当局の皆様におかれましては、見通しのよい答弁を期待しております。

今回も資料を用意いたしました。いつもよりもかなり少ないですけれども、隨時ご覧いただきたいと思います。

では、1件目、加齢性難聴の補聴器補助の拡充をです。

犬山市はこの助成制度は、2021年の4月から始めました。対象となるのは65歳以上の方、また住民税非課税の世帯の方、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の対象とならない方、また他の法令に基づいて、補聴器補助購入の助成を受けていない方、この4つの条件を全て該当するという方です。助成額は、購入費用の半額で上限は2万円であります。

私は、江南市の方から、この犬山市の補聴器の補助制度には問題があるということを指摘を受けました。それは両耳でないと駄目だということで、片耳の難聴の方が対象になっていないという点でした。

それで、要旨の1、片耳難聴の方も対象にできないかです。片耳難聴の方が、実際どのぐらいいらっしゃるのかということは、はっきりしたデータがなくて、分かりませんけれども、一般的には500人から1,000人に1人の頻度で発生すると言われております。

難聴の片耳側から話しかけられても聞き取りにくいということや、あと騒がしいところで

どこから音がしているのかが分かりにくいというようなことがあります。市の補助制度は片耳の難聴の場合は対象ではありませんし、また手帳を持っていらっしゃるような方は、それで支援を受けられるんですが、その障害者総合支援法に基づく、そういうた支援の対象からも外れてしまうということになります。

資料の1をご覧ください。江南市のホームページからです。江南市はこの助成制度をつくったのはかなり後になります。2024年の10月からスタートとなりましたけれども、様々な声を聞いて、この片耳難聴の方も対象になりましたということで、この助成制度についての変更を行っております。囲みのところにも、補聴器購入費の2分の1を助成で、上限が3万円ということになっておりますし、そういうたこれは資料になります。

そこで、質問いたしたいと思います。

まず、補聴器購入助成制度における直近の3年間についての実績をお示しいただきたいと思います。

また、近隣市町でも今ご紹介しましたように、江南市、扶桑町、大口町などでは、片耳難聴の方も助成対象としておりますけれども、犬山市でも対象とすることはできないかお尋ねします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、過去3年間の実績から申し上げますと、令和4年度が8件で16万円、令和5年度が7件で14万円、そして令和6年度が16件で32万円となっております。そして今年度の実績も念のため申し上げますと、8月末時点ですが、3件で6万円という状況です。

また、事業の拡充につきましては、昨年11月の岡議員の一般質問でお答えをしましたし、先ほど議員も少しご紹介をされましたけれども、聴力の低下が一定レベル以下、著しい場合ですね、こちらは身体障害者福祉施策による支援の対象となり得る点であったり、今年度高齢者福祉計画などの策定に先立つ実態調査というのを行って、市民のニーズというのをしっかりと把握してまいりますので、その中でこの制度だけではなくて、福祉施策全般に関するニーズというのを見極めさせていただいて、限られた財源の中で実施すべきサービスというのをしっかり考えていくという段階にありますので、現時点では事業の見直しということを考えておりません。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 実績については、令和5年度、それから令和6年、数件から、令和6年度は16件ということで、倍ぐらいになっています。ニーズは非常に高いというふうに思われます。

2021年に、いち早くその犬山市は制度をつくったということは、私は非常に高く評価しております。その後、他の市町も取り組んで、愛知県では、今、54市町村中30自治体がこの制度をつくって、ほかのところが大分いいというような状況にもなってきています。そういうた点で、やはり犬山市の制度では内容的に不十分だという私は認識です。

介護の計画は3年ごとに見直しがあるなど、様々な事情はあると思いますけれども、制度設計上の問題があるという意見もございますので、ぜひ前向きに検討するべきということをご指摘をいたします。

では、要旨の2、課税世帯に対しても補助をするべきだ。

現在の補助制度では、住民税の非課税世帯の方が対象です。課税世帯は対象外ですけれども、物価の高騰などにより多くの人々が生活が苦しいという状況なんですね。高齢者の方も年金が減るなどして、生活が苦しいという状況があります。

ですから、こういったより多くの方々に利用していただける制度にするべきだということも考えていかなければならないというふうに思っています。

質問いたします。以前から私は非課税世帯のみでなく、課税世帯の方も対象とするように求めてまいりました。高齢者全体の認知症予防の観点からも、所得制限を設けない自治体が増えております。このようなことから、課税世帯も対象にできないのかどうか、お示しください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えいたします。

当市でも定期的に他の団体の状況というのを確認しておりますので、愛知県内で住民税課税世帯に属する方への助成する団体が増えているということは把握をしております。しかしながら、先ほどの答弁の繰り返しということになりますけれども、事業の拡充については、場合によっては身体障害者福祉施策の対象となり得る点であったり、繰り返しになりますけれども、今年度から高齢者福祉計画の策定に先立つ実態調査等を開始してまいりますので、その中で市民ニーズというのをしっかりと把握をさせていただいて、限られた財源の中で実施すべきサービスというのを見極めさせていただきたいというふうに思っておりますので、現時点ではこの点につきましても、事業の見直しということは考えておりません。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 現時点では見直しはしないということでありましたけれども、先ほども実績をお聞きしまして、この限られた枠の中でも結構、利用されているんですよ。だもんですから、限られた財源の中でどうしたらいいかということではありますが、令和6年の決算では32万円なんですね。ですからこれをどう広げていくのかということが、これからのが課題になると思っております。

また、先ほども言いましたけれども、できるだけ多くの方々に活用してほしい。課税世帯といつても皆さん金銭的に余裕がある場合ばかりとも限りませんので、できるだけそういうふうにしていくべきだということを指摘させていただきます。

また、最近のデータでは、補聴器自体の値段も高くなっています。片耳で15万円、また両耳では30万円から40万円、そういった値段も書かれております。そのうちの犬山市の場合は2万円が上限ということですので、やはり少ないと思うんですね。

それで、最近のデータを調べてみたら、この愛知県でやっている30自治体の中で、こ

の上限を2万円としているところは4自治体、犬山を含めてです。それから、5万円というところは、大口町とそれから設楽町ですけれども、2自治体、あの自治体は3万円ですね。そういった状況があります。また、近隣の県を調べてみると、岐阜県では、9つの自治体がこの制度を設けているんですけども、全ての自治体で4万円から5万円という、非常に高いものでございました。

こういったことを踏まえまして、質問させていただきます。再質問です。

令和6年度の利用者の中で、購入された補聴器の平均額というのはどの程度なのか。

また、今お話ししましたように、補聴器の価格に比べて補助額が少ないという指摘もあることから、補助額の増額はできないでしょうか、お示しください。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

[健康福祉部長 前田君登壇]

◎健康福祉部長（前田 敦君） 再質問にお答えをいたします。

令和6年度に助成した16件、先ほど申し上げたんですが、16件の補聴器の購入費用の合計額は約430万円ということになっておりますので、1件当たりの平均額にしますと約26万9,000円ということになります。

補助額の増額に関しましては、先ほどから繰り返し申し上げているとおり、現時点では見直しを考えておりません。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 平均額が26万9,000円ということで、そのことは承知いたしました。

また、見直しを考えていないという点ですけれども、江南市で何でこんな早く変えたかということなんですが、一つの大きな要因として、江南市にある耳鼻咽喉科の医師から、陳情が議会のほうに提出されたそうです。その中身は、やはり片耳の方も対象にするべきだという、そういう制度を改正するべきだという点、それから課税世帯も補助すること、それから3つ目には、補聴器の価格に比べてやはり補助額が少な過ぎるという点、この3つの内容で陳情が出されたということあります。

犬山の場合はなかなかそこまで行きませんけれども、でもどこの町でもそういった状況があると思いますので、またこれも課題として考えていただけたらと思います。

では、要旨の3、聴覚検査を積極的に受けられるような体制についてです。

この加齢性難聴の早期発見ということには、この聴覚検査が必要です。そして耳鼻科でそういった検査を受けていただいて、医師が補聴器が必要だという、そういった判断をされるわけですね。ですから、そのことがとても大事で、なかなか私もふだんから付き合っている方なんかで、耳が遠いなと思っても、いや、私はいいわとか言って、なかなか受けに行つておられない方もいるんですけども、やはり市としてもこの聴覚検査ということに対してもっと広く皆さんに受けていただけるような、そういったことが必要だと思うんです。

そこで質問いたします。今現在、聴覚検査を積極的に受けるような取組はされてきたのでしょうか、お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えいたします。

聴覚検査に関しましても、昨年11月の岡議員の一般質問でお答えしたとおりとなります、現在の医療では、加齢性難聴の根本的な治療法がありませんので、当市の取組として聴覚検査に関するものを実施するという予定はありませんし、医療機関で受診の案内をしたりとか、検査の支援ということは実施をいたしておりません。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 聴覚検査に対してのちょっと意識が低いのではないかなということですけれども、今のところ、実際のところ皆さんが耳の聞こえが悪くなつたなというところで、耳鼻科にかかって検査を受けるということなんですよね。

ですけど、ほかの一般的なその健康診査もそうですけれど、採血して、その血液検査のデータにしても、その正常範囲だけれども、結構動きがあるわけですよね。ですから、加齢性難聴、年を取つてくればそういった機能が低下していくという、これに対する施策ですので、やはりそれだけでは個人の責任というだけでは不十分だということを指摘させていただきます。

再質問いたします。

私は、やっぱり耳鼻咽喉科の医療機関と連携をして、例えばですけれども、市独自で70歳など節目の年齢の方に受診券を送付し、そして検査を受けていただくということで、補聴器の装着への早期の進めるということができないか、これをお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

前田健康福祉部長。

〔健康福祉部長 前田君登壇〕

◎健康福祉部長（前田 敦君） ご質問にお答えいたします。

現時点では、ご提案の取組ということを実施する予定はありません。当市に寄せられる市民の皆様のニーズは多種多様である一方で、対応するための予算というのは限られています。先ほどの繰り返しとなります、今年度に着手した高齢者福祉計画であつたり、先ほど認知症対策ということでも、議員から言及がありましたが、合わせて認知症施策推進計画というものも今年から来年にかけて2か年で策定をしてまいりますので、その中で市が実施すべき事業というものの見極めというのをしっかりと行ってまいりたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 認知症も早めに対応するということがとても大切ですけれども、その認知症を予防するという、そういう観点で、この難聴への対応が大切なんですね。

そして、先ほども答弁にあったように、確かに根本的な治療はありません。だからこそ、その方に合った補聴器を使うということが、この認知症にならないための一つのポイントだと思うんですね。そのための聴力検査なんですよ。ですから、そういうことの大切さを認識していただきたいし、また限られた財源であれば、さつきみたいに受診券を配るなんていうことは多分できないでしょうから、ホームページとか、あと紙媒体などで高齢者の方に、

ぜひこういった制度があるということと、それから聴力検査を受けてくださいと、そういうことだけでも違ってくると思いますので、そういった取組に期待するものです。

では、次の件名に移ります。2件目、サンパーク犬山跡地の活用についてです。

このサンパーク犬山は丸山地区にあります、閉館がこの3月にございました。3月いっぱいで閉館しました。この地区は地区計画として市民の皆さんと話し合いをして、保養施設地区というふうにされております。

サンパーク犬山の役割は本当に大きかったというふうに思います。宿泊施設とともに運動できるテニススクールなどもありましたし、それからお風呂もありました。今そういったことがなくなってしまって、本当に寂しくなったねという声も聞かれているところです。

また、防災などでも、民間の施設ではありましたけど、いざとなったら、やはり活用させてほしいねということで、避難所としてのそういった期待もあったところです。

それで、要旨の1、保養施設地区として、次の展開を考えるべきではないかということです。

今どうなっているかと言うと、そのままなんすけれども、ただ、道路側にあった木なんかが、特に桜の木が重機などを持ち込まれて、枝が折れているという、そういう感じで、結構多くの皆さん、桜なのにちょっとかわいそうだねというような声も聞かれております。重機が入っているんですけども、建物の解体がされるのかどうかがちょっと分からぬ状況ですので、質問としては、今そういった現状、どういった状況なのか。

それから、売却意向があることは分かっているんですけども、保養施設地区として、行政が新たな展開を考えるべきではないかと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

サンパーク犬山跡地の現状としまして、市で把握しているものとしては、敷地にある樹木、植栽については、市民からの苦情が市に寄せられ、早急な対応が必要となり、樹木などの伐採を実施しているとのことです。

建物の解体については、現在、建物つきで売却先を探している状況で、解体する意向は確認できておりません。

サンパーク犬山跡地は、都市計画法に基づき、丸山地区計画の保養施設地区に位置づけられ、建物の用途がホテル、旅館に限定されています。そのため、保養施設地区として、事業を継続してもらえるホテル、旅館を運営している企業への売却が前提であり、売主側としても継続的に売却先を探しているものと認識しています。

保養施設地区としての新たな展開については、市が直接的にサンパーク犬山跡地を活用する予定はありません。

また、売却自体が民間の経済活動であり、市が保養施設地区にふさわしい企業への声かけ、あっせんなどを行うことはありません。

しかし、売主との対話は適宜実施しているほか、令和7年2月議会でも、本件に関する一般質問で答弁しておりますが、土地所有者は、都市計画法に基づく都市計画提案をすることができる権利があり、都市計画提案があれば、丸山地区の住民意向も踏まえつつ、市として都市計画変更の必要性を検討し、判断することとなります。

◎議長（大沢秀教君）　岡村議員。

◎12番（岡村千里君）　現状としては理解をいたしました。確かに今は民地ですので、市ができることも限られてくるということは承知しております。しかしながら、様々な点で、地域住民の方もこれからどうなるのかなど関心の高いところですし、結構な面積があるところで、やっぱり適宜、大きな変化が起こる、例えば解体ですとか、そういうことをする予定があるなどは、やはり住民への説明もしてほしいと思っていますし、また、ふさわしい地区になるようなということをやはり市も、ただ静観しているだけではなくて、やはり情報を得たり考えていくということは、必要だということを指摘させていただきます。

では、次の件名に行きます。3件目、屋内型キッズスペースについてです。

こういった雨が降っても子どもたちが元気に遊べる、こういった遊び場を確保するということは私も大賛成です。しかしながら、その手法であったり、それからどのぐらいの予算をかけるのか、そういうことについては、いささか疑問などがございます。

今回も条例ですかほかの案件で議案として出されておりますので、その部分とはかぶらないように一般質問をさせていただきたいと思います。

そして、このキッズスペースについては、昨年の11月定例議会で債務負担行為、そして今年の2月定例議会で、当初予算が示され、そして4月臨時議会で工事の契約が示されました。

資料の2をご覧ください。これは7月22日の全員協議会の資料ということで示されたものです。屋内型キッズスペースの愛称募集、そしてアンケート実施ということで書かれております。

下のところのスケジュールを見ると、この時点では8月末に基本設計が完了、そして10月末に実施設計が完了ということになっていますけれども、この時期にまたアンケートするのかなということで、ちょっと疑問が生じました。

また、下に施設のイメージ図があるんですけれども、このキッズスペースに関しては、なかなかプロポーザルだったり、そういった内容も非公開でしたので、市民の方、また議会自体にもそうですけれども、どういう議論が行われたのかとか、どういった提案があったのかということは、なかなか示されていないので、こういうイメージなのかなというところでイメージは非常にきれいで、美しいものが示されているんですけども、こういったイメージ図がどこから来たのかなというのがちょっと私は疑問を抱いております。

こういったところで、要旨の1、進捗状況についてです。

先ほどもお話をさせていただきましたが、4月の臨時議会では、工事の契約が示されています。後でも要旨の2でやりますが、D B O方式ということで、デザインと、それから、そういった建築から、その後の運営までが一体化するということですけれども、こういった点での事業者が決定されたので、契約が行われましたが、その4月以降のまず進捗状況、どういった形で進められているのかについてお示しいただきたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

[子ども・子育て監 兼松君登壇]

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

屋内型キッズスペースの整備スケジュールについては、本年4月臨時議会の全員協議会資料で、4月から7月にかけて基本設計、8月から9月にかけて実施設計、10月から来年の2月にかけて本体工事を行うというスケジュールを示させていただきました。

契約の議決をいただいた後、事業者と協議を行いましたが、その中で現場調査を行った結果、設計競技に時間をかけたいという希望もありまして、基本設計を8月まで、10月中に実施設計をまとめ、11月から本体工事を行うというスケジュールに変更しました。

変更スケジュールについては、7月22日の全員協議会で、アンケートの実施について報告させていただいた資料に記載をさせていただきました。

ただ、現時点ではシンボル遊具の配置やトイレのレイアウト等の決定に少し時間を要しており、9月半ばまでに基本設計と再度スケジュールを変更し、事業を進めております。

なお、工事につきましては、来年2月末までという見込みで、変更はございません。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 答弁ありがとうございました。基本設計が半月延びるということですね。それに伴ってやはり実施設計も少し遅れるのではないかという印象を持ちました。

再質問させていただきます。

先ほどの全員協議会の資料で、やはりこのもう基本設計にも入っている段階で、アンケートを取ることについて、そういった必要性というのはどういったことなのか。アンケートというと、令和5年にもやっているんですよ。そういった令和5年度に実施したアンケートの違いというのはどういったことか。

それから、イメージ図についてですけれども、ちょっと奥行きとか高さがちょっとよく分からぬんですけど、私が見たところでは、実際のところの高さよりも結構高いんじゃないかなって思いますし、右側の図の中で、犬のシンボルですね、これどのぐらいの高さになるのかはまだこれからだと思うんですけれども、2メーター80だと思ったんですよ、たしかあそここの高さというのは。ですから、天井についちゃうんじやないかなという具合にも思つたりするんですけども、そういったふうに見えるんですが、実際にはどうなのか、お願いします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

[子ども・子育て監 兼松君登壇]

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

アンケートについては、児童向けとパパ・ママ向けの2種類を実施しました。児童向けのアンケートについては、遊び場、犬の形のシンボル遊具の愛称募集と、幾つかの遊具を提示し、どのような遊具が子どもに好まれるかということ。ママ・パパ向けのアンケートについては、誰と来るか、遊ぶ以外にどのようなことで利用したいか、休憩スペースにどのような

設備があるとよいかなど、利用者として想定している世代の方々が何を求めているのかということを調べ、管理運営や設置する設備の参考とすることを目的に実施しました。

一方、令和5年度に実施したアンケートは、市民の屋内型キッズスペースの利用経験や、利用しやすい場所などの調査を行い、屋内型キッズスペースに対する市民ニーズを把握することを目的に実施したものです。

基本設計の期間中にアンケートを実施していますが、このアンケートの内容は、管理運営の参考とするほか、設置する設備については、基本設計、実施設計へはほぼ影響を及ぼさない程度のものです。

また、アンケートの結果を反映させることで、より使いやすい屋内型キッズスペースとすることができると考えております。

なお、イメージ図につきましては、天井が高く見えるかもしれません、実際の天井高2.8メートルを反映して作成したものになっております。犬の高さにつきましては、1.5メートルというようなところでなっています。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） アンケートそれぞれ違うということは分かりました。実際のところ、子ども支援課の人事が4月に変わったり、様々な事情があつてのアンケートだということだと思うんですけども、市民の意見を聞くというのは確かにいいことですが、ただもっと早くやるべきだな、こういったことはというふうに思います。

それから、やはりいろいろな図面よりもこのイメージ図が出てくるというのは、やっぱりデザインに結構重きが置かれているのかなというふうなことを感じました。

では、要旨の2です。D B O方式、そして財政負担についてです。

D B Oというのは、デザイン ビルド オペレーションと言いまして、設計から施工、そして運営ということを一体的にやっていくということとして、そして、その必要経費は市が出していくという、そういったシステムです。

全国的にはこのD B O方式で子どもの遊び場をつくったというところもあるようですが、近隣市町ではこの犬山だけですね。小牧にある児童館、新しいところも、この方式ではありません。

それで、D B Oで今進められているんですけども、質問としては、改めてこのD B Oの必要性というのは何なのか、P F Iにも似ておりますけれども、P F Iは企業がお金を出してやっていくやり方ということなので、でも長期にそういう民間のことを活用するというところでは似ています。

その点と、それから2点目に、やはり犬山のこの屋内型キッズスペース整備にこのD B Oというのは本当に最適な方法なのかということ。

また、3点目に、財政負担についてなんですかね、設計工事に約4億5,000万円、また指定管理と合わせて6億5,000万円ということなんですかね、これ自体は高額ですし、また財政負担としても重いものになっているのではないかと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

[子ども・子育て監 兼松君登壇]

◎子ども・子育て監（兼松光春君） ご質問にお答えします。

DBO方式については、令和6年11月定例議会でお答えをしましたが、運営までを見越した設計を行うことが可能なため、効果的な整備ができること、分離発注方式に比べて工期を短縮することができることをメリットと考えております。

現在も事業者と協議を重ねていますが、設計業務に管理予定の事業者も加わってもらうことで、様々な視点からの意見が出ており、よりよい設計ができると考えています。

また、本年6月の小川議員の一般質問でもお答えしましたが、工期短縮効果により、暑い夏が来る前に供用開始をすることができる見込みです。

今回の屋内型キッズスペースの整備手法の検討については、同じく小川議員の一般質問でもお答えしたとおり、複数の整備手法の中から、DBO方式が最適であると判断し、採用しており、その考えに変わりはなく、現時点においても最適な整備手法であると考えております。

次に、整備費用ですが、こちらも令和6年11月定例議会でお答えしましたが、近隣施設における整備実績や遊具等の費用を基に、1平方メートル当たりの単価を算出し、整備面積を掛けたものになっています。具体的には、整備面積が1,500平方メートル、1平方メートル当たりの単価については、設計が1万7,600円、工事等が28万2,400円と算出し、4億5,000万円という金額で、債務負担行為や当初予算をお願いしました。

この1平方メートル当たりの単価につきましては、本年4月臨時議会でも、複数の議員の皆様からご質疑をいただいているが、昨今の資材価格高騰の流れから見ると、決して高額ではないと考えております。

また、指定管理料の積算については、事業実施前に徴収した見積りを基に行っております。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質問させていただきます。

DBOですと、効率的だったり、それから期間が短縮できるということですけれども、時間をかけてでも、分離発注で価格競争の原理を働かせて、安く造るという考えはなかったのか。

それから、今後のランニングコストの負担はどうなっていくのか。

それから、DBO方式は結局、こういった大きな金額だもんですから、大企業しか手を上げられないのではないかということ。

それから、経済の点では、やはりこういった大きい企業への発注では、地域経済への活性化の効果が低いのではないかと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

兼松子ども・子育て監。

[子ども・子育て監 兼松君登壇]

◎子ども・子育て監（兼松光春君） 再質問にお答えします。

先ほどもお答えしたとおり、DBO方式のメリットは、工期が短いことのほかに、管理を

見据えた設計が可能という点があります。屋内型キッズスペースは、都心部では民間事業者が運営している例もあり、施設の設計や運営、サービスの提供において蓄積された民間のノウハウをいかに活用するかということが、市民に使いやすい施設を提供することにつながると考えています。

そのような点で、プロポーザル方式を採用することで、民間の発想、ノウハウを活用するDBO方式を採用することで、設計から運営までの一体性を持たせるということは、今回の整備に当たり、最適な判断だったと考えていることは先ほどもお答えしたとおりです。

もちろん設計、施工、管理運営で、その都度入札を行い、価格競争の原理を働かせるということも大切な視点ではありますが、プロポーザルの実施に当たっては、提案価格を審査項目として採用しており、価格競争の原理を排除しているものではありません。

事業実施後のランニングコストについてですが、ヨシヅヤ2階の賃借料や光熱水費等については、本市が負担をしていきます。

修繕費用については、要求水準書でも記載していますが、予定価格が30万円を超えるものについては、市負担で実施するとしています。

次に、DBO方式は大きい会社しか手を挙げられないのではないかというご質問ですが、事業者の募集においては、一定の要件は求めていますが、複数の事業者により業務を分担するという形での提案も可能としており、大企業しか提案ができない形ではないと考えております。

また、大企業ゆえに、地域経済活性化への寄与が少ないのではないかとのご質問ですが、設計及び施工業務を行う株式会社スペースは、本社は東京都ですが、楽田地区に事業所を有する犬山とゆかりのある企業になります。

議案をお認めいただければ、指定管理者となる株式会社フレーベル館は、本社は東京都で地元に事業所もありませんが、指定管理業務の実施に当たっては、要求水準書において積極的な地域人材の雇用を行い、地域の活性化に貢献するよう求めています。

屋内型キッズスペースの整備に関わる事業者は共に大きな企業ですが、地域経済の活性化に寄与いただけるものと考えております。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 結局、プロポーザルは行われましたけれども、2つの会社の提案がありました。やはりもっと多くの提案があるようなスキームにしていくことも考えるべきだと思いますし、また地域経済については、ちょっと見解の違いだと思いますけれども、確かに地元の人たちの雇用だとか、そういったことはあると思いますが、一番大きいのはやっぱり利益が東京の本社に行くということなんですよ。ですから、そういったことについて、その地域の中で経済を回していくという、そういったことが非常に重要ではないかなと思います。

今回の定例議会では、この条例だとか、それから指定管理者の指定なども上程されておりますので、質疑、議案質疑でも様々な視点から議論していきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 12番 岡村千里議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後1時55分まで休憩いたします。

午後1時43分 休憩

再 開

午後1時55分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） 清風会の柴山一生です。私からは、5件質問させていただきます。よろしくお願ひします。

1件目が、木曽川越水の場合の学校施設の避難所としての利用についてなんですね。

令和元年、2年、3年と連続して結構集中豪雨みたいなんがあって、木曽川が増水して、木曽川の緑地の横にあるテニスコートなんかはもう水没しちゃって、泥だらけになったのをよく覚えてますけど、ここんとこ、それはちょっとないので、止まっているなとは思っているんですが、とにかく地元の中の人では、木曽川緑地の横に犬山荒井線が走っていますけど、あれを乗り越えて、水が西に来たら大変だというふうにおっしゃっている。そりやそうなつたらもう大変なことなんですね。

それが起った場合に、地域の避難所、洪水のときちょっと一応別なんんですけど、でも避難所の一つとして、犬山中学校だとか犬山西小学校だとか、そういったところの体育館を使用してくれということが一応あるんですけど、洪水のときには、犬山南小学校とか、犬山高等学校も入ったかな、ちょっと離れたここまで行ってくれということなんんですけど、到底、結構距離があるので行けない。だから、できることなら近くのところで洪水のときでも避難したいというのがあるんです。

ただ、さっき言いましたように、犬山中学校だとか、犬山西小学校の体育館だと、犬山荒井線越えた水なんかがこう来たら、水没しちゃうんですね。ですから、体育館は使い物にならんということで、その体育館は駄目だけど、教室棟は、例えば2階も分からんけども、3階、4階だったら使えると思うんで、教室を避難所として使わせてもらえるんかということを地元の人から聞かれて、そうだな、そういう使い方もあるなと思ったんですけど、ちょっと教室棟となると、やっぱり縛りがちょっと違ってくるのかなと思って、今回質問しています。

教室棟を避難所として使っているところは、ちょっと調べると、名古屋市教育委員会なんかは、学校の教室棟を避難所として利用しているそうなんですね。ですから、学校教室棟を絶対使えないことはないんだなというふうに思って、こういうことが分かりました。

犬山市はどう対応するのかということを、今日伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

[市民部長兼防災監 舟橋君登壇]

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

犬山中学校及び犬山西小学校については、いずれも体育館を避難所とする運用にしていますが、令和3年4月に両校と調整し、浸水被害が想定される場合には、学校長の許可を得て、校舎3階を避難スペースとして使用することで確認しています。

そのため、木曽川の越水が懸念されるなど、浸水のおそれがあるときには、避難者の安全確保を最優先とする観点から、状況に応じて、校舎についても避難スペースとして活用することとしています。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。そんなら教育長先生、よろしくお願ひします。ありがとうございます。これはもう本当、いい知らせだと思います。非常に安心されると思います。不安がっていらっしゃいましたのでね。あとクーラーも、やっぱり体育館ついてないですからね。ですから、その辺も本当助かると思います。ありがとうございます。そういうふうに皆さんには伝えておきます。

2番、西地区には大きな企業が結構あるんですけど、その一つが東洋紡なんですね。東洋紡株式会社と犬山市の防災協定というのはあるのかないのか。ないと思うんですけど、その辺りをちょっと伺いたいと思います。

犬山市は、2019年3月に大同メタル工業と災害発生時、消防車両や救急車に燃料を提供するという協定をしているんですね。しかしながら、西地区にございます東洋紡さんとは今のところ何もないような感じなんですが、東洋紡株式会社との防災協定を結ぶ考えがあるかを伺います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

舟橋市民部長兼防災監。

[市民部長兼防災監 舟橋君登壇]

◎市民部長兼防災監（舟橋正人君） ご質問にお答えします。

令和7年8月末現在、市が締結している災害協定は、物資や活動場所の提供、人的支援など合計109件です。東洋紡株式会社とは、現時点では災害協定を締結しておらず、協定締結に関する具体的な協議なども行っていない状況です。

大規模災害時の復旧、復興に加え、被災現場での課題解決には民間の協力が必要不可欠です。このため、災害時に有効な民間事業者との協定締結については、今後も引き続き積極的に進めてまいります。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。東洋紡株式会社というのは本当に自分で電力も貯っているし、水はあるし、燃料もあるし、すごい会社なんですね。ですから、協定を結んでおいて、いろんな資材の提供可能であればすばらしいなと思うし、あそこまたあと独身寮があると思うんですが、4階建ての、あそこ恐らく今ほとんど使っていないみたいで、ですからさっき言った避難場所として、そこも可能性はあるような気がするので、人のうちの話のちょっと中までごちゃごちゃ言うのもなんですが、本当に地元としては、東洋紡株式

会社とはぜひそういった災害協定を結んでほしいという思いがありますので、よろしくお願ひします。今後とも。以上です。

3番、夏季の投票所について。

今年の夏、参議院選挙がございましたけれども、私の近所の方が、「柴山さん、手伝ってあげたよと」いうということで報告に来てくださるので、ありがとうございましたと、立会人をやってくださったんですね。「だけど、たださ柴山さん、ちょっと参ったぜ」と言われて、「何が参ったんですか」と言ったら、「もう暑くてしようがない」と。本当に暑かった。犬山西小学校でしたね。「非常に暑くてしようがなかったんだけど、何とかならんか」

これ参議院選挙は3年に1回あるわけですから、これ夏になるんでしょうね。ですから、解散もないわけだから、だからまた3年後、衆議院もどうなるか分かんないですけど、とにかく少なくとも3年に1回はあるので、この投票所の快適さというか、それを確保してほしいなど。

前回の議会で、私は体育館にクーラーつけんかという話したんですけど、犬山ではちょっと無理だということで、そうなっているんで、何か手立てを考えられないかというふうに思っていますが、対策はないでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

[経営部長 井出君登壇]

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

夏に執行される選挙では、近年の記録的な猛暑により、小中学校の体育館などの空調設備がない投票所においては、特に暑さ対策が課題となっています。

過去に執行された夏の選挙では、暑さ対策として、全投票所に冷えピタや瞬間冷却パックなどを配布し、空調設備がない投票所にはスポットクーラーを配置してきました。

今年7月に執行された参議院議員通常選挙では、従前の暑さ対策だけでは不十分であると考えられたため、熱中症対策として、新たに経口補水液や塩分タブレットを全投票所に配布したほか、空調設備がない投票所には、冷却ボディーシートや首元を冷やすスカーフ、サーキュレーターを追加して配布いたしました。

これに加え、学校内の空調設備がある教室や施設を別で用意し、休憩所として事務従事者や投票立会人に利用していただきました。

先ほど岡議員の一般質問のときに市長答弁されて、体育館のスポットクーラーについて、今後、様々な検討がなされていくと思いますが、現時点においては、今後執行される選挙に向けて、空調設備がない体育館については、有権者の方々に投票所の変更で混乱を招かぬよう、まずは同じ学校敷地内で空調設備がある教室や施設に投票所を移設することが可能か調整を進めているところです。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。ぜひ次の参議院選挙は涼しいところでやれるようにご努力お願いします。

4番目に行きます。犬山頭首工の余水吐の小水力発電所について。

これ私、平成4年の2月議会で聞いてるんですけど、これちょっとといわくつきの話だったんで何なんだけど、犬山の民間の人がぜひ小水力発電所をやりたいと言いながら、それを、気がついたら何か農水省がやるという話で、僕ね、農水省に行ったんですよ、その件について。そしたら、何か、地元の話は知らなかつたような感じはしたね。だけど、とにかくやつてくれたんだなということで。

あれ10億円かけてやつたんですよ。10億円もかけてあの施設を造つたんですが、あのときも聞いたんですけど、せっかくこんだけね、国税を使ってああいった施設を造つてくれたんだから、地元の人に何か還元あるかと言つたら、何もないということで、結局、関係事務所の電気に回すとか、あるいは売電して、自分とこの歳入にするとか、そういう話だったんで、いやぜひ、こんな珍しい施設、市民に公開してくれよということを、そのときもお願ひしたんですけど、今回もそれをちょっと聞きます。

完成しましたので、ぜひこの施設を市民に公開していただきたいんですけども、その予定はあるんでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

犬山頭首工小水力発電所は、犬山頭首工の余水吐から木曽川へ流下する余水を活用して発電する施設で、使用水量、毎秒8立方メートル、有効落差3.25メートル、最大199キロワットの出力が得られる規模で、令和6年10月より稼働しています。

東海農政局からの委託により、宮田用水、木津用水、羽島用水、江南市及び扶桑町の各土地改良区により共同管理されており、売電収入は土地改良区が管理する土地改良施設の維持管理費に充当されています。

施設の公開について、所管する東海農政局新濃尾農地防災事業所に確認したところ、現地にフェンスがない箇所があり、安全上の課題があるため、事前に申込みをしていただければ、一般の方でも施設の見学は可能との回答をいただいております。

これまで民間のコンサルタントや行政の視察、大学のインターンシップなどの見学を受け入れた実績があるとのことです。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） ありがとうございます。ぜひ、市民から行きたいよというのもいいんですけど、ちょっと市で1日ぐらいちょっと日にち決めてやつたらどうかなと、見学の日をね、思います。努力していただければなと思います。

それでは、5番目に行きます。犬山西小学校の周辺の街路樹の剪定の仕方についてなんですが、今年の盆踊りの片づけをやっていましたら、8月24日、日曜日だったと思いますけど、そしたら朝からチェーンソーの音がガーンと小学校の前でするんですよね。何かなどと思ったら、剪定しとるんですよ。もうどんどんどんどん全部切っていくんですね、あの街路地を。結構葉が茂っていたのが、もう全部切られていって、これ何でこんな、昔はね、もうちょっと遅めじゃなかったかなと思う、切るの、9月かそこらで、枯れ葉が散るのが嫌だと

ということで、恐らく切っていると思うんですけど、だんだん速くなってきて、今はもう8月の半ばに街路樹を丸坊主にしてしまうんですね。そうすると、9月に子どもが暑い中、通学するとき、その下を歩いていくんですけど、最近の子はみんな傘差していますけど、ほんでも街路樹を残して、通学路ぐらい、少しごらい涼しくしてあげたほうがいいような気がするんですけど、何でそう早うから街路樹を切っていってしまうんだろうなということを伺いたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

犬山西小学校周辺には、生活環境保全や景観向上を目的として、ナンキンハゼ、アメリカフウの2種類の落葉樹が街路樹として植えられています。生育が早い樹木のため、8月には胸の高さまで枝葉が伸び、苦情や要望が多くなることや、通学路に指定されている路線であるため、夏休み中に剪定が完了できるよう、8月中旬から下旬に剪定作業を行っています。

剪定方法につきましては、生育が早い樹木のため、枝葉が茂るのを抑える目的で枝を多く切り落としたり、幹や枝を短く切り詰めています。

ご指摘いただきましたように、剪定を実施することで日陰が少なくなっている状況は確認しておりますので、最適な剪定時期や剪定方法を今後検証していきます。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） 再質問、お願いします。

木の結構やっぱり低めの、この高さ1メーター50辺りからも結構枝が出ているんですよね。ですから、恐らく車の視認性だとか、逆に子どもから車が見づらいという現状があって、早めに剪定されるんだろうなと思います。

早めに下のほうだけ刈ってもらって、後で上はやってくれんかと言ったら、それはちょっとな、2回もやるって、そんな予算あれへん。そりやそうだろうなと思います。ですから、下のほうは、僕らも脚立がなくても届くもんで、例えばボランティアの人たちを募って、下のほうは早めにボランティアで刈っていくと。本チャンの上のほうは業者さんにお任せするというような、そんなことは可能なんでしょうかね。

◎議長（大沢秀教君） 当局の答弁を求めます。

武内都市整備部長。

〔都市整備部長 武内君登壇〕

◎都市整備部長（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

地域の方々が作業をいただける場合は、アダプトプログラムという制度があります。1年以上継続して年4回以上活動できる、2人以上のグループであれば、市と合意書を交わし、清掃に必要なごみ袋等の支給や保険の加入、実施グループ名を記した看板の設置などを支援する制度となっております。

◎議長（大沢秀教君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） そのアダプトプログラム、ぜひ活用していきたいなと思っています。

西コミュニティの皆さん、ちょっと話ししたら結構乗り気でしたので、ぜひそれやっていきたいなと思っております。

今回は100%お答えいただきましてありがとうございました。皆さんご苦労さまでした。
以上です。

◎議長（大沢秀教君） 16番 柴山一生議員の質問は終わりました。

以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。

明日11日午前10時から本会議を再開いたします、議案に対する質疑を行います。

* * * * *

◎議長（大沢秀教君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後2時15分 散会